

# 吉備中央町こども計画（案）

（令和8年度～令和11年度）

岡山県吉備中央町

## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格・位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の対象 .....	3
5 計画の策定体制 .....	3
第2章 吉備中央町の現状と課題 .....	4
1 人口・世帯等の状況 .....	4
2 人口動態 .....	6
3 婚姻等の状況 .....	7
4 就労状況 .....	8
5 『子どもの居場所アンケート』結果概要 .....	10
6 『子ども・子育て支援に関するアンケート』結果概要 .....	28
7 吉備中央町を取り巻く課題 .....	44
第3章 計画の基本的な考え方 .....	47
1 基本理念 .....	47
2 基本的な方針 .....	48
3 施策の体系図 .....	49
第4章 施策の展開 .....	50
基本目標1 結婚・出産・子育て・就労の希望をかなえる .....	50
基本目標2 乳幼児期における教育・保育の充実 .....	53
基本目標3 子ども・若者の成長を支援する環境の充実 .....	56
基本目標4 支援が必要な子ども・若者や家庭へのきめ細かな対応 .....	60
基本目標5 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映 .....	63
第5章 計画の推進にあたって .....	64
1 住民や地域、関係団体等との協働 .....	64
2 子ども・若者への意見聴取及び反映 .....	64
3 進捗状況の点検・公表 .....	64
資料編 .....	65
1 吉備中央町子ども・子育て会議委員名簿 .....	65
2 吉備中央町子ども・子育て会議設置要綱 .....	66

## 第Ⅰ章 計画策定にあたって

### Ⅰ 計画策定の趣旨

近年、家庭環境の多様化、子どもの貧困や虐待、いじめ、ひきこもり、さらにはデジタル社会の進展に伴う新たなリスクなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。これらの問題は、子どもたちが健やかに成長し、自己実現を果たすための機会や環境に影響を及ぼしており、社会全体で対応が求められる喫緊の課題となっています。

また、若者が結婚や子育てへの希望をもてないことによる晩婚化や子育て世代の子育てに対する不安の高まりなどが影響し、国では少子化が加速しています。

こうした状況を背景に、国では、令和5年4月に全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」を施行し、同法に基づき子ども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、全ての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指しています。

本計画は、こうした背景のもと、子育て支援サービスの充実、子どもたちの安全・安心な居場所の確保、子どもの貧困対策、いじめ・ひきこもり対策、若者の結婚・雇用対策、さらにはデジタル環境における子どもの保護など、多角的な施策を推進します。

また、計画の実施にあたっては、定期的な評価と見直しを行い、変化する社会環境や地域の課題に柔軟に対応することで、持続可能な支援体制の構築を目指すとともに、全ての子どもが健やかに成長し、町の未来を担う一員として活躍できる地域社会の実現を目指します。

## 【国における取組】

### 1 こども大綱の策定

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。こども家庭庁の下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進しています。

### 2 「こどもまんなか社会」

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

### 3 こども施策に関する基本的な方針

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

## 2 計画の性格・位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、本町における子ども・若者施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を含むものとします。

なお、上位計画である「吉備中央町総合計画」やその他関連計画との整合、連携を図り策定します。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする4年間とします。

## 4 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。また、若者施策については概ね15歳から40歳未満とします。

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成される「吉備中央町子ども・子育て会議」において、計画内容、事業の運営方針、施策推進に関する事項についての協議を行います。

「吉備中央町子ども・子育て会議」は、町における子ども・若者、子育てに関わる施策について意見を述べるなど、本計画の実施に関する事項を協議していく機関です。

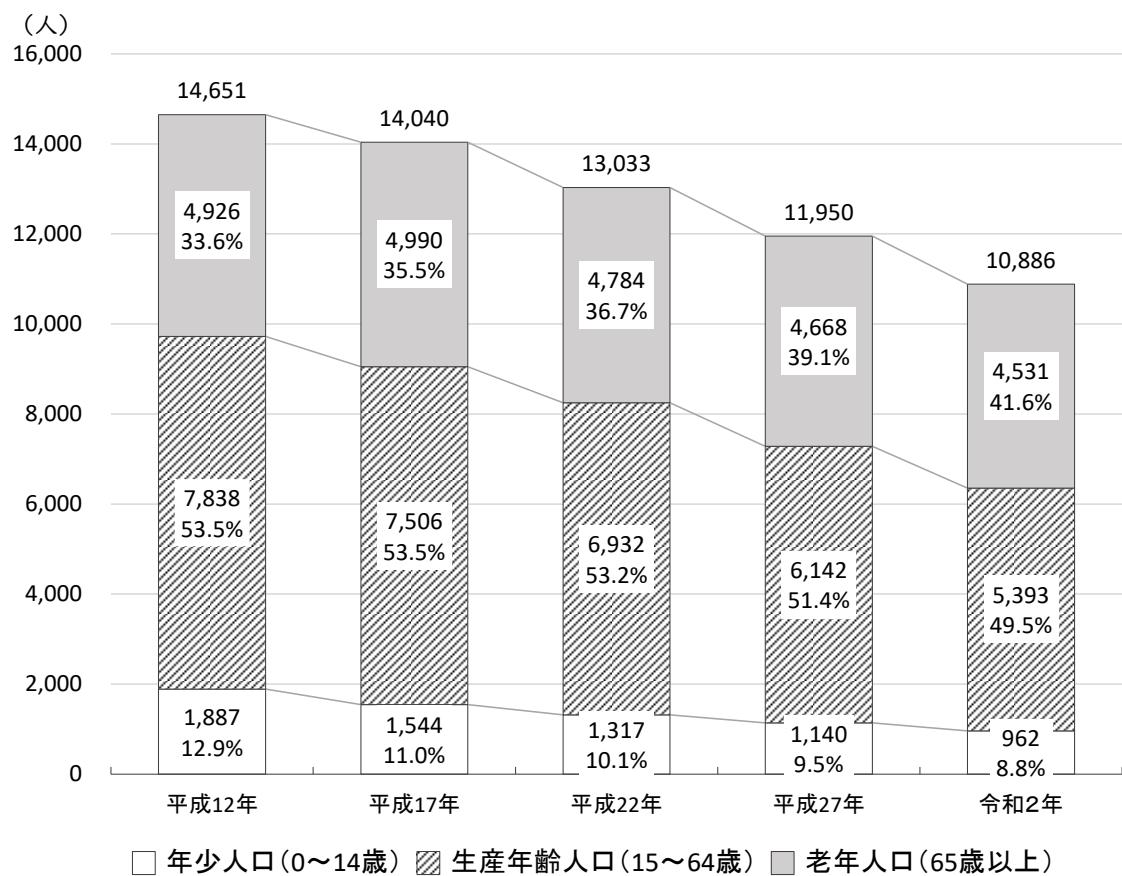
また、計画に関する住民の意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施します。

## 第2章 吉備中央町の現状と課題

### I 人口・世帯等の状況

#### (1) 人口と人口構成

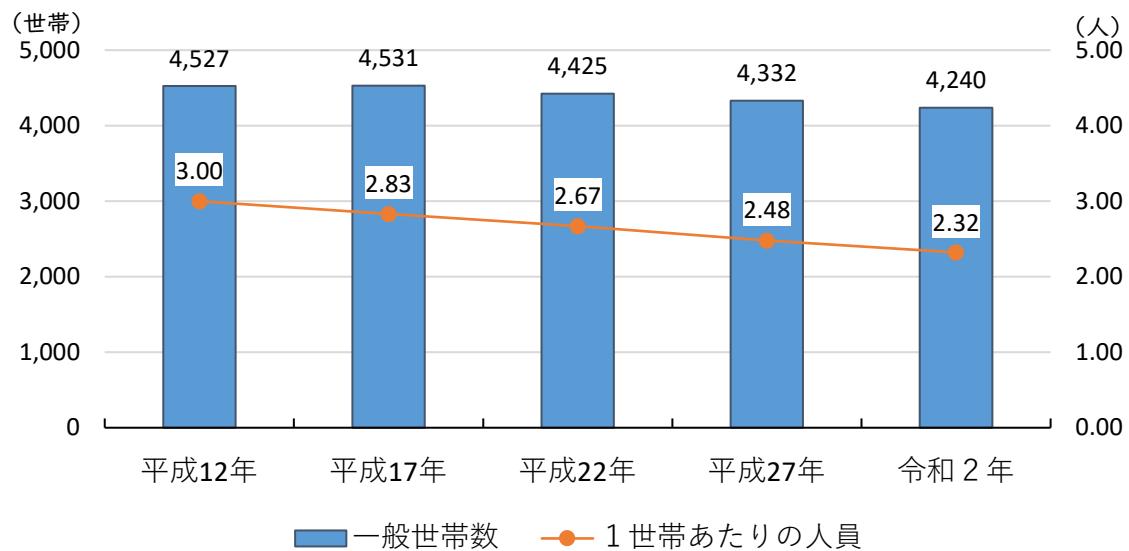
本町の人口は、減少傾向で推移しています。また、年少人口割合は減少、老人人口割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

## (2) 世帯の動向

世帯数の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和2年には4,240世帯となっています。また、1世帯あたりの人数も減少傾向で、令和2年には1世帯あたり2.32人となっています。



資料：国勢調査

## 2 人口動態

### (1) 自然動態・社会動態

令和6年度の自然動態をみると、出生数は増加、死亡数は減少となっており、自然動態の改善がみられます。

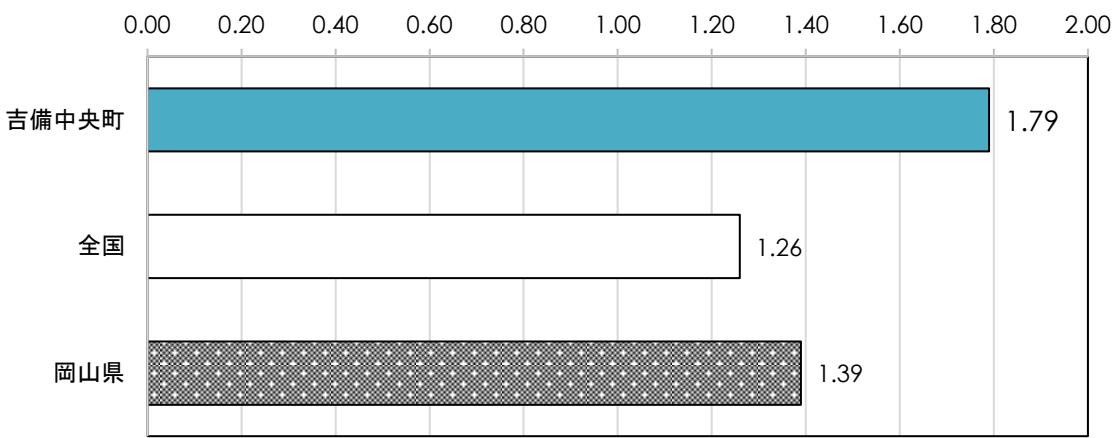
社会動態をみると、令和5年度までは転入が転出を上回る社会増が続いていましたが、令和6年度に社会減に転じています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自然動態	出生数	36	39	42	27	30
	死亡数	209	189	232	228	212
	自然増減	-173	-150	-190	-201	-182
社会動態	転入者等	376	353	419	394	363
	転出者等	419	405	395	341	367
	社会増減	-43	-52	24	53	-4
計		-320	-216	-202	-166	-186

資料：住民課 岡山県毎月流動人口調査

### (2) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率※は、全国平均及び県平均を上回り、1.79となっています。



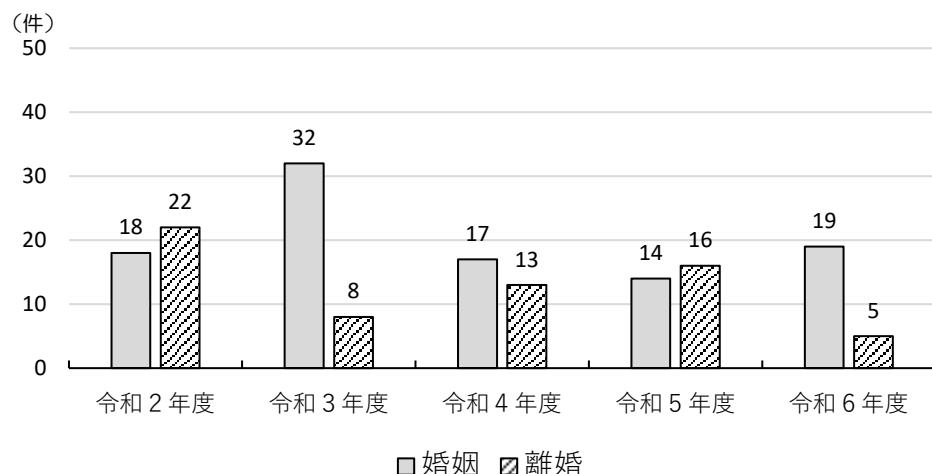
資料：厚生労働省 令和4年人口動態保健所・  
市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性が生涯に産む子どもの平均数を示す指標。

### 3 婚姻等の状況

#### (1) 婚姻・離婚

令和6年度現在、婚姻件数は19件、離婚件数は5件となっています。

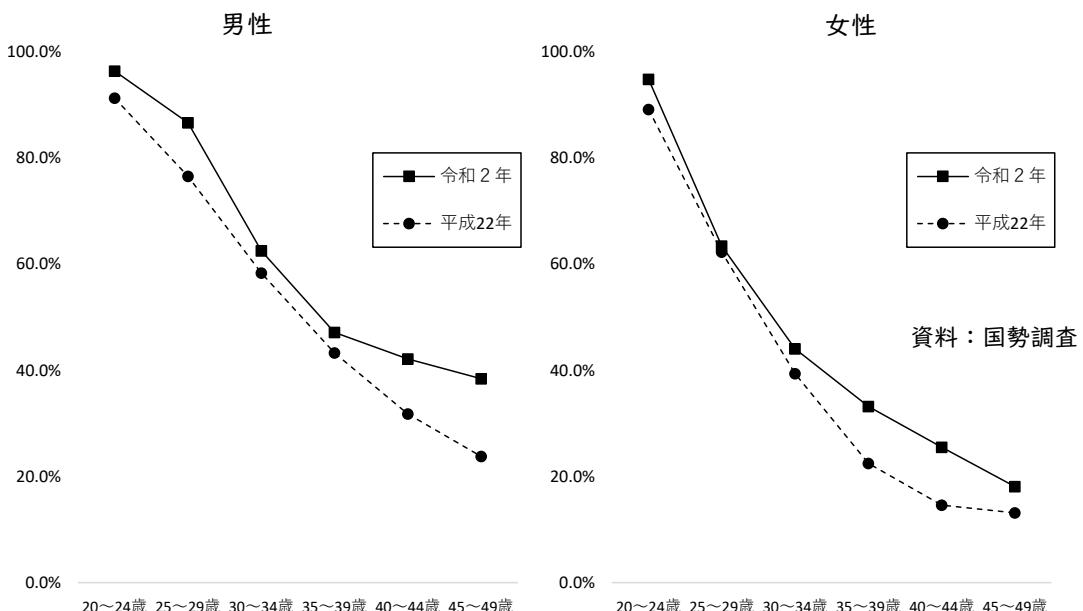


区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実数	婚姻	18	32	17	14	19
	離婚	22	8	13	16	5

資料：住民課 戸籍事件表

#### (2) 未婚率の推移

性別・年齢階層別未婚率の推移を平成22年と令和2年で比較してみると、男性・女性ともに全ての年齢階層で未婚率が上昇しており、将来の少子化が懸念されます。



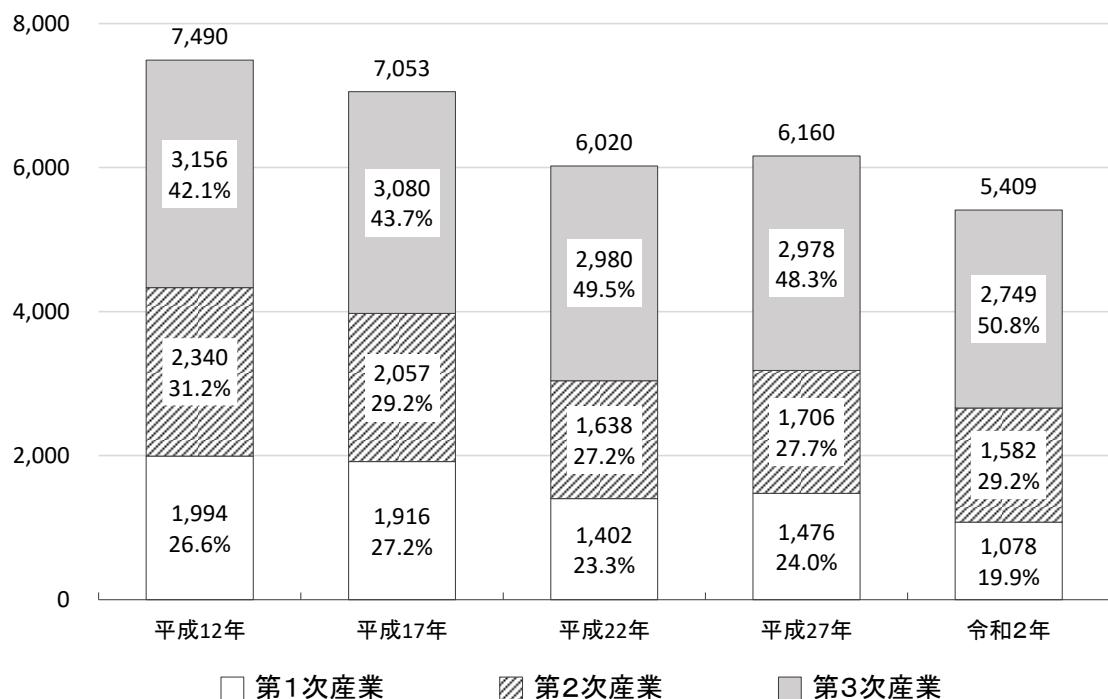
資料：国勢調査

## 4 就労状況

### (1) 就業者数の推移

本町の就業構造の推移をみると、就業者数は減少傾向で推移しています。特に、第1次産業、第2次産業の就業者数が減少しています。一方、第3次産業就業者数の割合が増加しています。

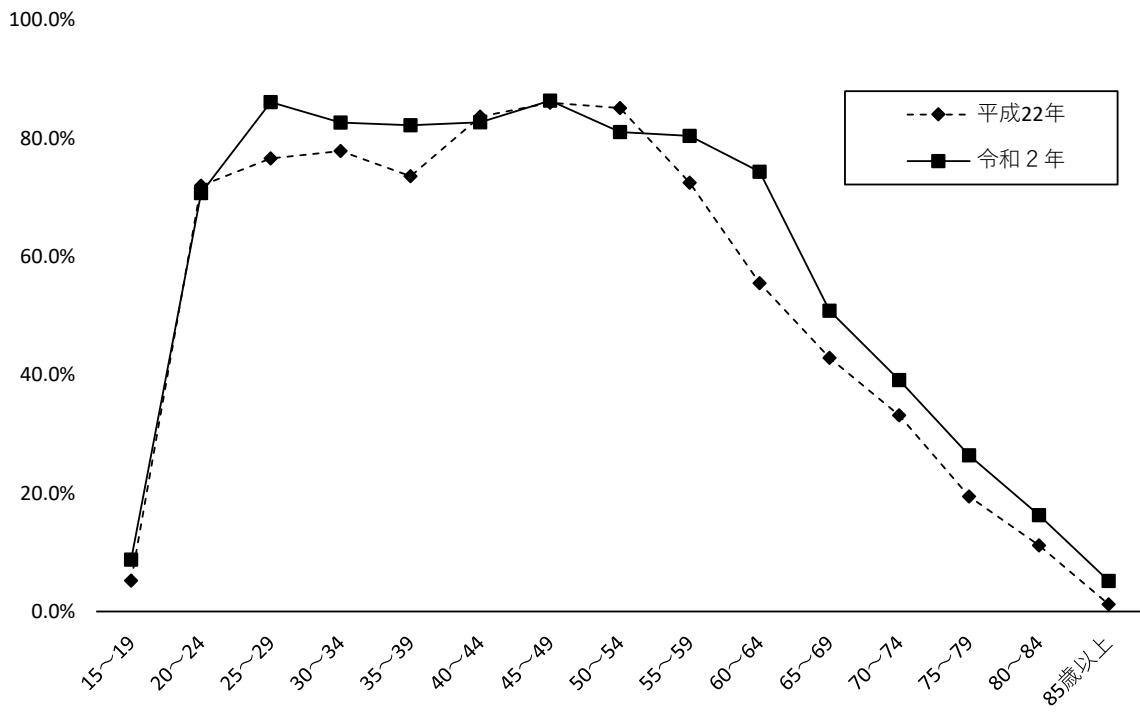
(人)  
10,000



資料：国勢調査

## (2) 女性の就業状況

令和2年の女性の年齢別就業率は、平成22年と比較するとほとんどの年齢階層において就業率が上昇しています。



資料：国勢調査

### 【働く女性の活躍の現状と課題】

生産年齢人口（15～64歳）の就業率は、近年、男女とも上昇していますが、特に女性の上昇が著しくなっています。

女性の就業拡大には、仕事と育児等との両立支援のため、保育所等の育児基盤や育児休業制度等の整備・充実が大きく働いたことが要因とみられます。女性が職業を持つことに対する意識が女性自身だけでなく男性を含めて社会全体として変化してきたことの背景にあります。

働く女性が増える一方で、出産・育児との両立が難しい環境が十分に整備されていない場合、出産を先延ばしにしたり、子どもの数を減らしたりする傾向があります。結果として出生率の低下が進み、人口減少や高齢化がさらに加速します。

これらの課題を解決するためには、育児と仕事を両立できる職場環境やリモートワーク等の柔軟な働き方、男性の家庭参加を促す施策（育休取得の促進等）が必要です。

## 5 『子どもの居場所アンケート』結果概要

### (1) 調査目的

地域のつながりの希薄化、少子化による子ども同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、子どもが地域コミュニティの中で育つことが困難になっています。特に地方部では過疎化が進展し、地域の居場所づくりが課題となっています。

これらを背景として、本計画を策定するにあたり、子どもが必要とする居場所や、子どもの視点に立った居場所がどのような居場所かを把握するとともに、居場所を利用する子どもから、ニーズを把握することを目的として調査を実施しました。

### (2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	小学5年生～6年生（145人） 中学1年生～3年生（213人）
調査方法	学校を通じての案内文の配布で実施（web回答）
調査時期	令和7年7月

### (3) 配布数及び回収結果

配布数	358
回収数	150
回収率	41.9%

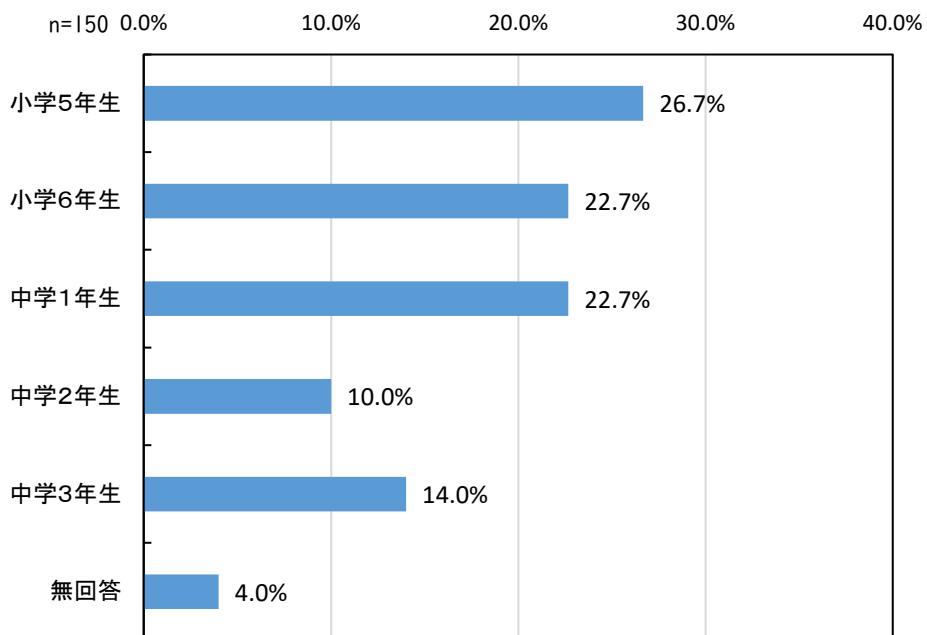
(4) 数値の基本的な取扱いについて

- ①比率は全て百分率 (%) で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出して  
います。したがって、合計が 100% を上下する場合もあります。
- ②基数となるべき実数は、“ $n = \bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ” として掲載し、各比率は  $n$  を 100%  
として算出しています。
- ③複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出して  
も良い問であり、したがって、各回答の合計比率は 100% を超える場合が  
あります。
- ④文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場  
合があります。

## (5) 調査結果

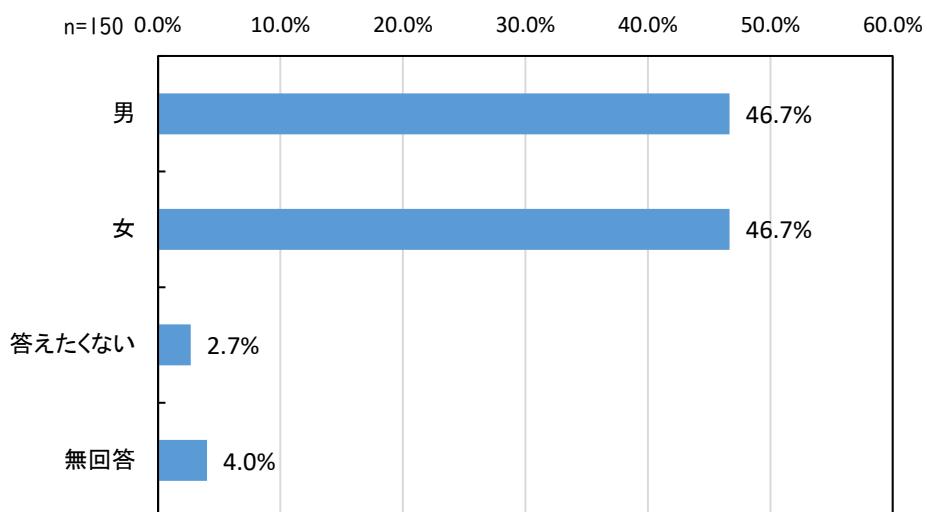
### ①学年

回答者の学年は、「小学5年生」が26.7%、「小学6年生」が22.7%、「中学1年生」が22.7%、「中学2年生」が10.0%、「中学3年生」が14.0%となっています。



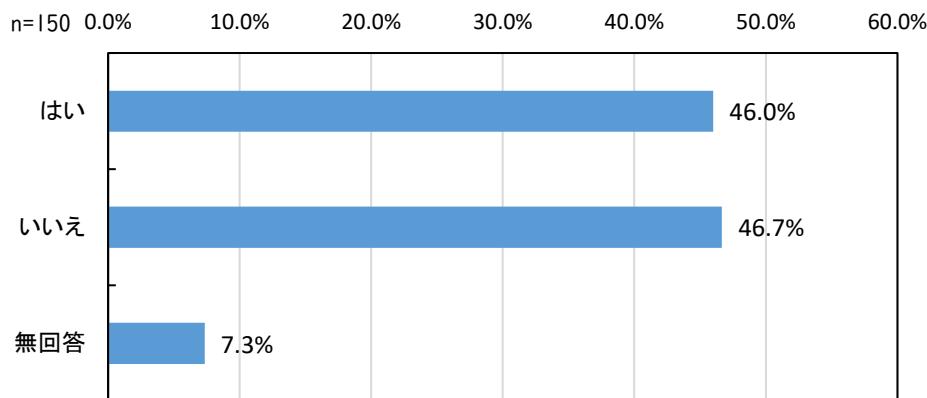
### ②性別

回答者の性別は、「男」が46.7%、「女」が46.7%、「答えたくない」が2.7%となっています。



## ③（家や学校以外に）居場所がほしいか

「はい」が46.0%、「いいえ」が46.7%となっています。



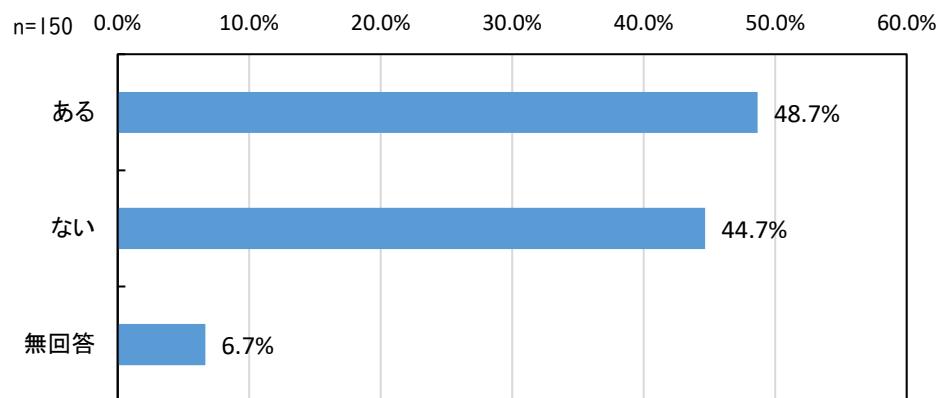
属性別でみると、小学生よりは中学生のほうが、女よりは男のほうが「はい」の割合が高くなっています。

	は い	い い え
全体 n=150	46.0%	46.7%
小学生 n=74	44.6%	51.4%
中学生 n=70	51.4%	45.7%
男 n=70	50.0%	45.7%
女 n=70	44.3%	52.9%

※割合が最も高い項目に色付けしています。

④ (家や学校以外に) 居場所があるか

「ある」が48.7%、「ない」が44.7%となっています。

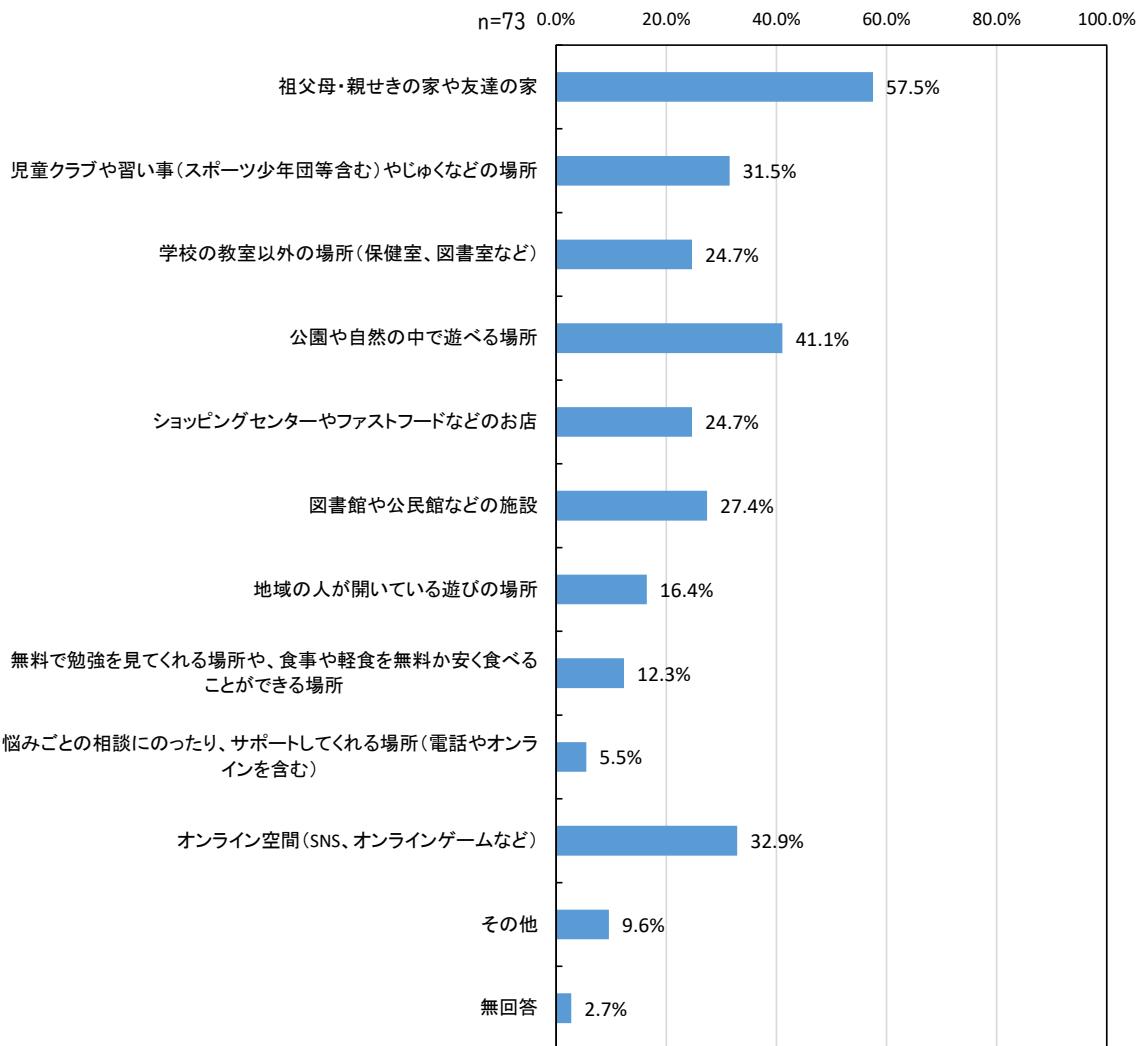


属性別でみると、小学生よりは中学生のほうが「ある」の割合が高くなっています。

	ある	ない
全体 n=150	48.7%	44.7%
小学生 n=74	45.9%	51.4%
中学生 n=70	55.7%	41.4%
男 n=70	50.0%	47.1%
女 n=70	50.0%	47.1%

## ⑤居場所は物理的にどのような場所か（居場所がある方のみ）

「祖父母・親せきの家や友達の家」が57.5%と最も高く、次いで「公園や自然の中で遊べる場所」が41.1%、「オンライン空間（SNS、オンラインゲームなど）」が32.9%となって います。



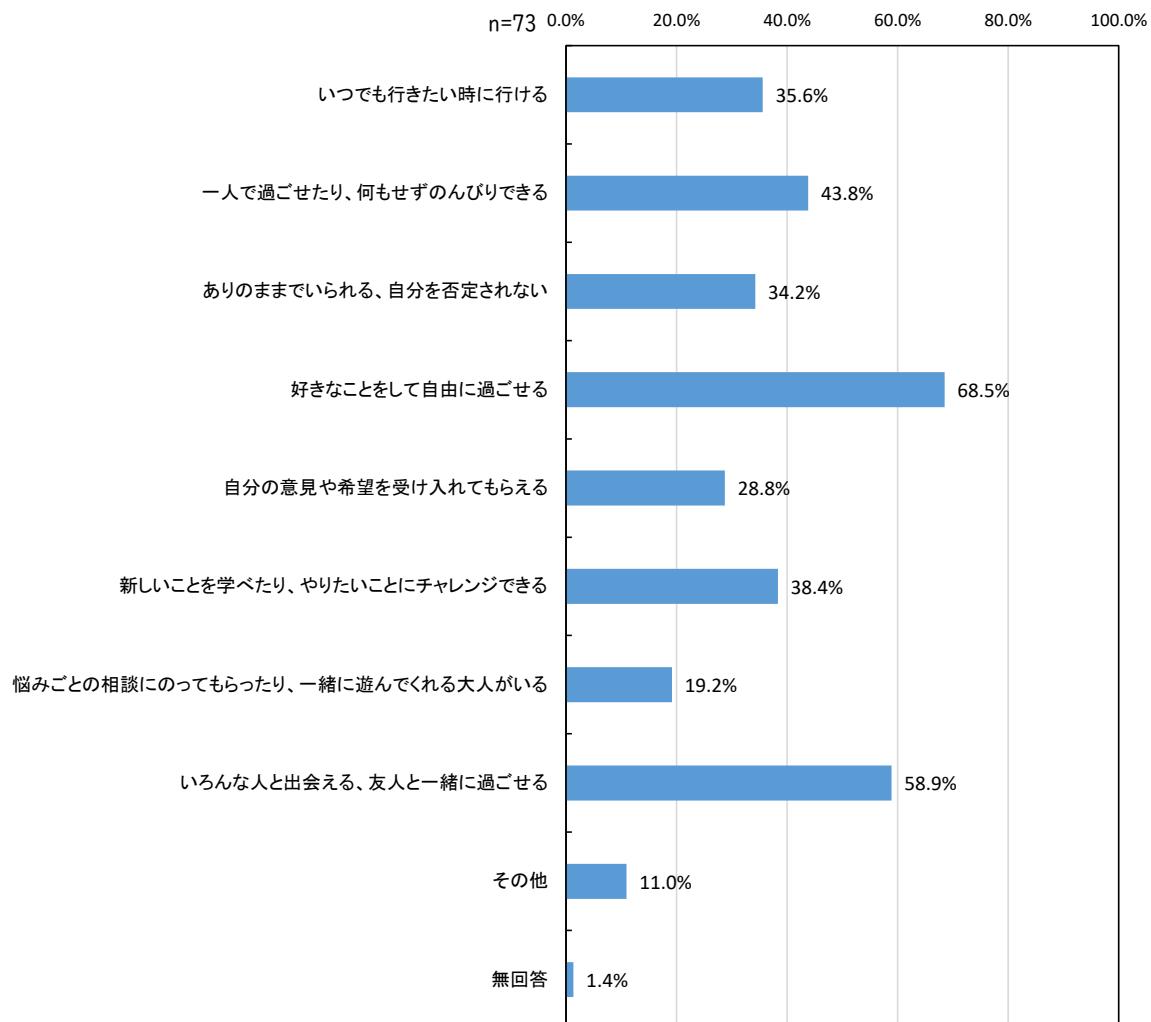
属性別でみると、「児童クラブや習い事(スポーツ少年団等含む)やじゅくなどの場所」「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」「地域の人が開いている遊びの場所」「オンライン空間(SNS、オンラインゲームなど)」については、男が女を大きく上回っています。

「図書館や公民館などの施設」「その他(自分の家、消防署等)」では女が男を大きく上回っています。

	祖父母・親せきの家や友達の家	児童クラブや習い事(スポーツ少年団等含む)やじゅくなどの場所	学校の教室以外の場所(保健室、図書室など)	公園や自然の中で遊べる場所	ショッピングセンターやファストフードなどのお店	図書館や公民館などの施設	地域の人が開いている遊びの場所	悩みごとの相談にのつたり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)	無料で勉強を見ててくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所	オンライン空間(SNS、オンラインゲームなど)	その他
全体 n=73	57.5%	31.5%	24.7%	41.1%	24.7%	27.4%	16.4%	12.3%	5.5%	32.9%	9.6%
小学生 n=34	61.8%	38.2%	23.5%	38.2%	23.5%	29.4%	17.6%	14.7%	8.8%	32.4%	11.8%
中学生 n=39	53.8%	25.6%	25.6%	43.6%	25.6%	25.6%	15.4%	10.3%	2.6%	33.3%	7.7%
男 n=35	60.0%	42.9%	20.0%	42.9%	34.3%	14.3%	25.7%	14.3%	8.6%	40.0%	2.9%
女 n=35	60.0%	22.9%	28.6%	40.0%	14.3%	40.0%	8.6%	11.4%	2.9%	25.7%	14.3%

## ⑥居場所は機能的にどのような場所か（居場所がある方のみ）

「好きなことをして自由に過ごせる」が 68.5% と最も高く、次いで「いろんな人と会える、友人と一緒に過ごせる」が 58.9%、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が 43.8% となっています。



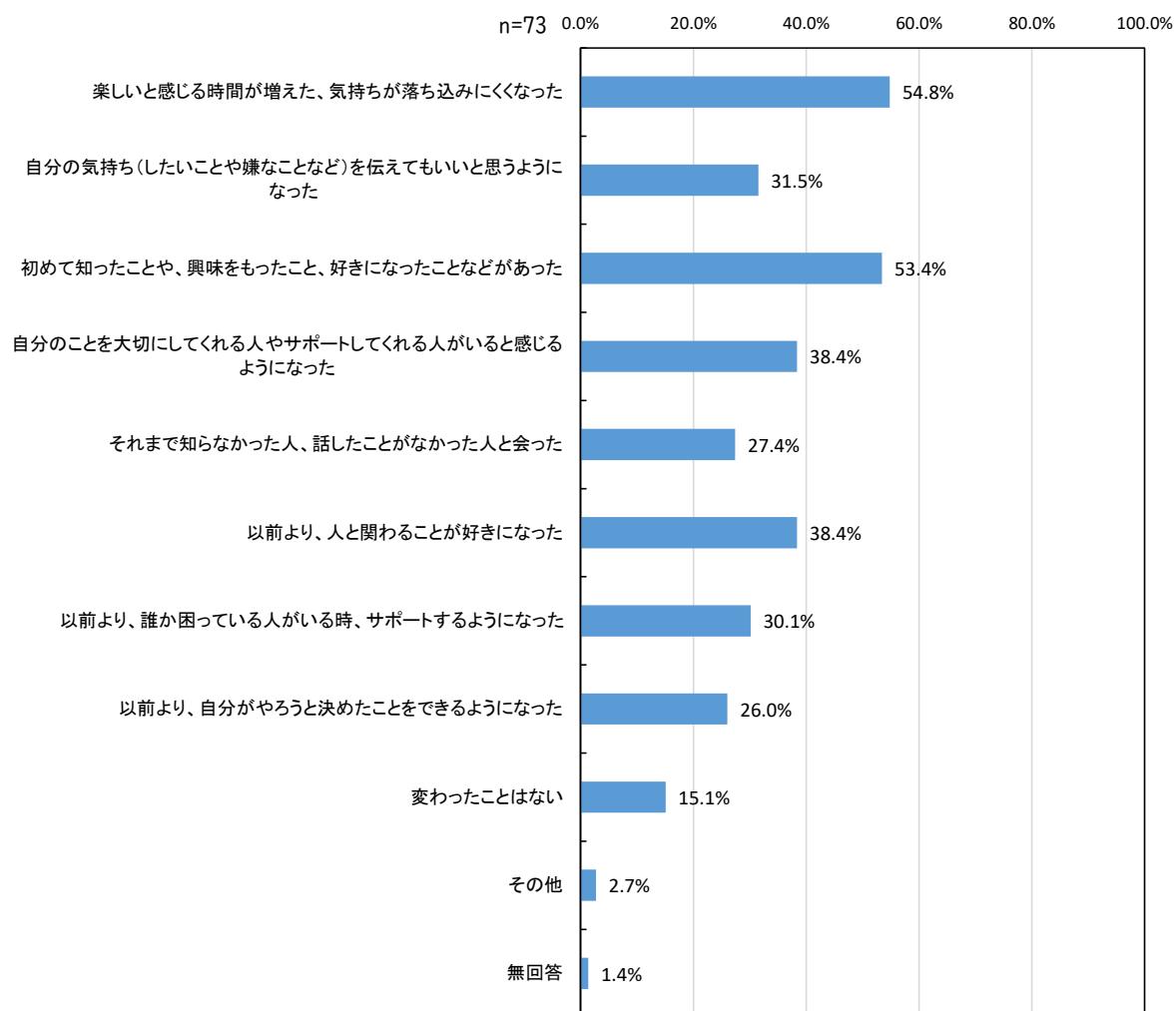
属性別でみると、概ね全体と同様の結果となっていますが、小学生では「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」について最も高くなっています。

また、「いつでも行きたい時に行ける」「ありのままでいられる、自分を否定されない」「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」「悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる」については、男が女を大きく上回っています。

	いつでも行きたい時に行ける	一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる	ありのままでいられる、自分を否定されない	好きなことをして自由に過ごせる	自分の意見や希望を受け入れてもらえる	新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる	悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる	いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる	その他
全体 n=73	35.6%	43.8%	34.2%	68.5%	28.8%	38.4%	19.2%	58.9%	11.0%
小学生 n=34	35.3%	47.1%	41.2%	64.7%	38.2%	47.1%	26.5%	64.7%	20.6%
中学生 n=39	35.9%	41.0%	28.2%	71.8%	20.5%	30.8%	12.8%	53.8%	2.6%
男 n=35	40.0%	37.1%	40.0%	65.7%	42.9%	45.7%	28.6%	62.9%	8.6%
女 n=35	28.6%	48.6%	25.7%	71.4%	11.4%	31.4%	8.6%	54.3%	8.6%

## ⑦居場所の利用前後での変化（居場所がある方のみ）

「楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」が 54.8% と最も高く、次いで「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」が 53.4%、「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいると感じるようになった」 「以前より、人と関わることが好きになった」が 38.4% となっています。

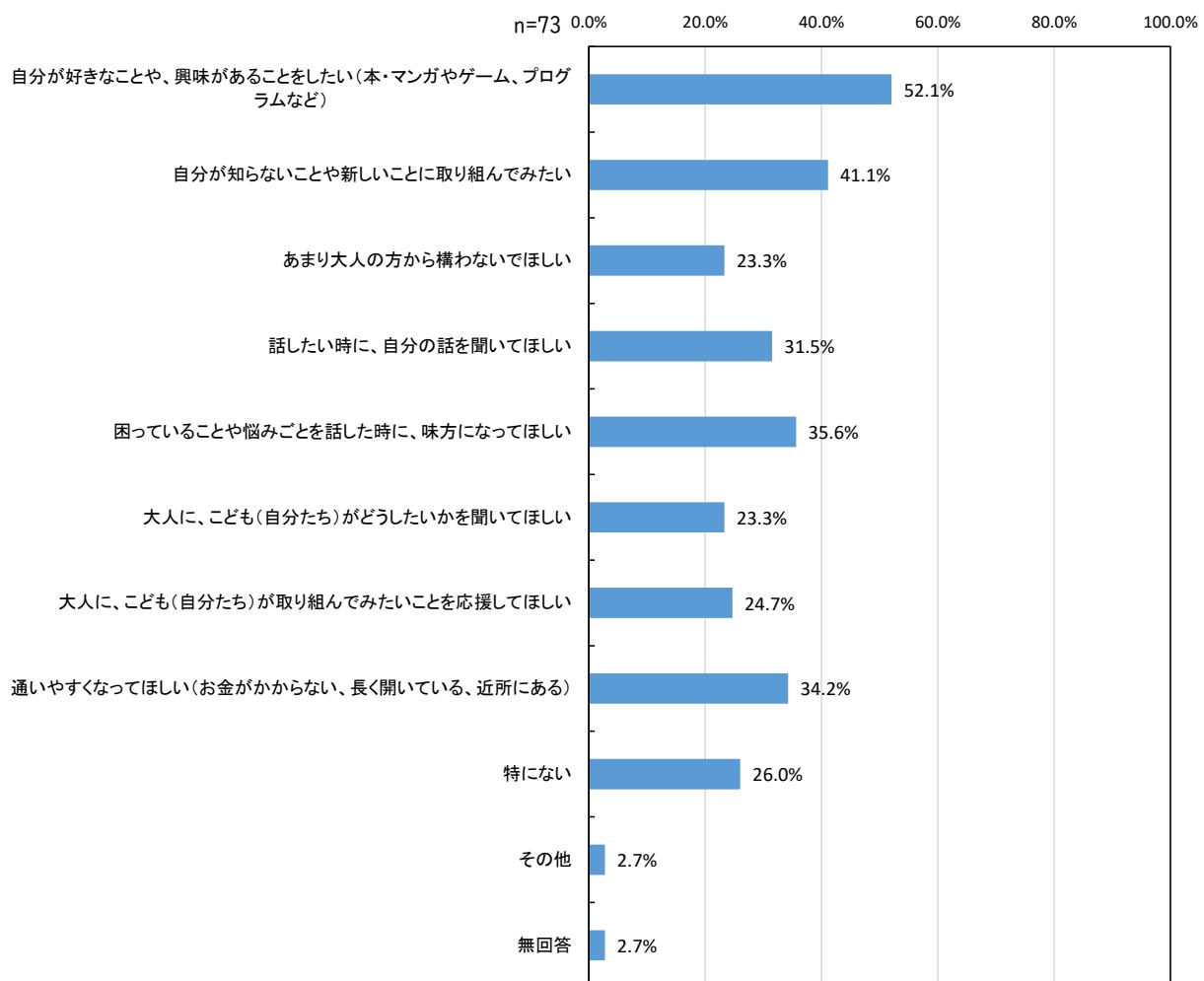


属性別でみると、「自分の気持ち（したいことや嫌なことなど）を伝えてもいいと思うようになった」「自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいる」と感じるようになった」「それまで知らなかった人、話したことがなかった人と会った」「以前より、誰か困っている人がいる時、サポートするようになった」については、男が女を大きく上回っています。

	楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなつた	自分の気持ち（したいことや嫌なことなど）を伝えてもいいと思うようになった	初めて知ったことや、興味をもつたこと、好きになつた	自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいる	それまで知らなかつた人と会つた	以前より、人と関わることが好きになつた	以前より、誰か困っている人がいる時、サポートするようになった	以前より、自分がやろうと決めたことができるようになった	変わつたことはない	その他
全体 n=73	54.8%	31.5%	53.4%	38.4%	27.4%	38.4%	30.1%	26.0%	15.1%	2.7%
小学生 n=34	52.9%	35.3%	52.9%	44.1%	23.5%	44.1%	29.4%	26.5%	11.8%	5.9%
中学生 n=39	56.4%	28.2%	53.8%	33.3%	30.8%	33.3%	30.8%	25.6%	17.9%	0.0%
男 n=35	57.1%	40.0%	57.1%	48.6%	40.0%	45.7%	42.9%	34.3%	22.9%	2.9%
女 n=35	57.1%	22.9%	51.4%	28.6%	14.3%	34.3%	20.0%	20.0%	8.6%	2.9%

### ⑧居場所への要望（居場所がある方のみ）

「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・マンガやゲーム、プログラムなど）」が 52.1%と最も高く、次いで「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」が 41.1%、「困っていることや悩みごとを話した時に、味方になってほしい」が 35.6% となっています。

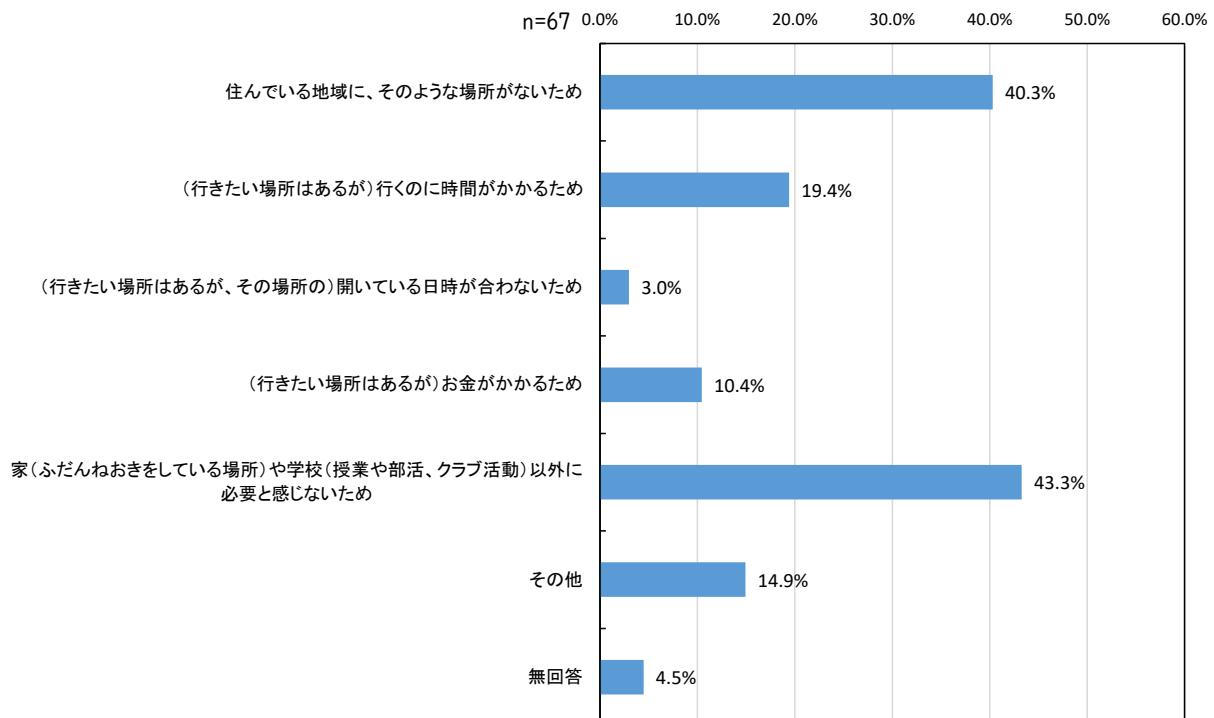


属性別でみると、「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・マンガやゲーム、プログラムなど）」については、小学生が中学生を、男が女を大きく上回っています。また、「困っていることや悩みごとを話した時に、味方になってほしい」では小学生が50.0%と高くなっています。

	自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・マンガやゲーム、プログラムなど）	自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい	あまり大人の方から構わないでほしい	自分が知らないことや悩みごとを話した時に、味方になつてほしい	困っていることや悩みごとを話した時に、味方に話したい時に、自分の話を聞いてほしい	大人に、こども（自分たち）がどうしたいかを聞いてほしい	大人に、こども（自分たち）が取り組んでみたいことを応援してほしい	通いやすくなつてほしい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）	特はない	その他
全体 n=73	52.1%	41.1%	23.3%	31.5%	35.6%	23.3%	24.7%	34.2%	26.0%	2.7%
小学生 n=34	67.6%	44.1%	35.3%	35.3%	50.0%	32.4%	35.3%	44.1%	14.7%	5.9%
中学生 n=39	38.5%	38.5%	12.8%	28.2%	23.1%	15.4%	15.4%	25.6%	35.9%	0.0%
男 n=35	68.6%	45.7%	31.4%	31.4%	42.9%	28.6%	31.4%	34.3%	22.9%	2.9%
女 n=35	37.1%	37.1%	17.1%	31.4%	28.6%	17.1%	20.0%	34.3%	31.4%	2.9%

## ⑨居場所がない理由（居場所がない方のみ）

「家（ふだんねおきをしている場所）や学校（授業や部活、クラブ活動）以外に必要と感じないため」が43.3%と最も高く、次いで「住んでいる地域に、そのような場所がないため」が40.3%、「（行きたい場所はあるが）行くのに時間がかかるため」が19.4%となっています。



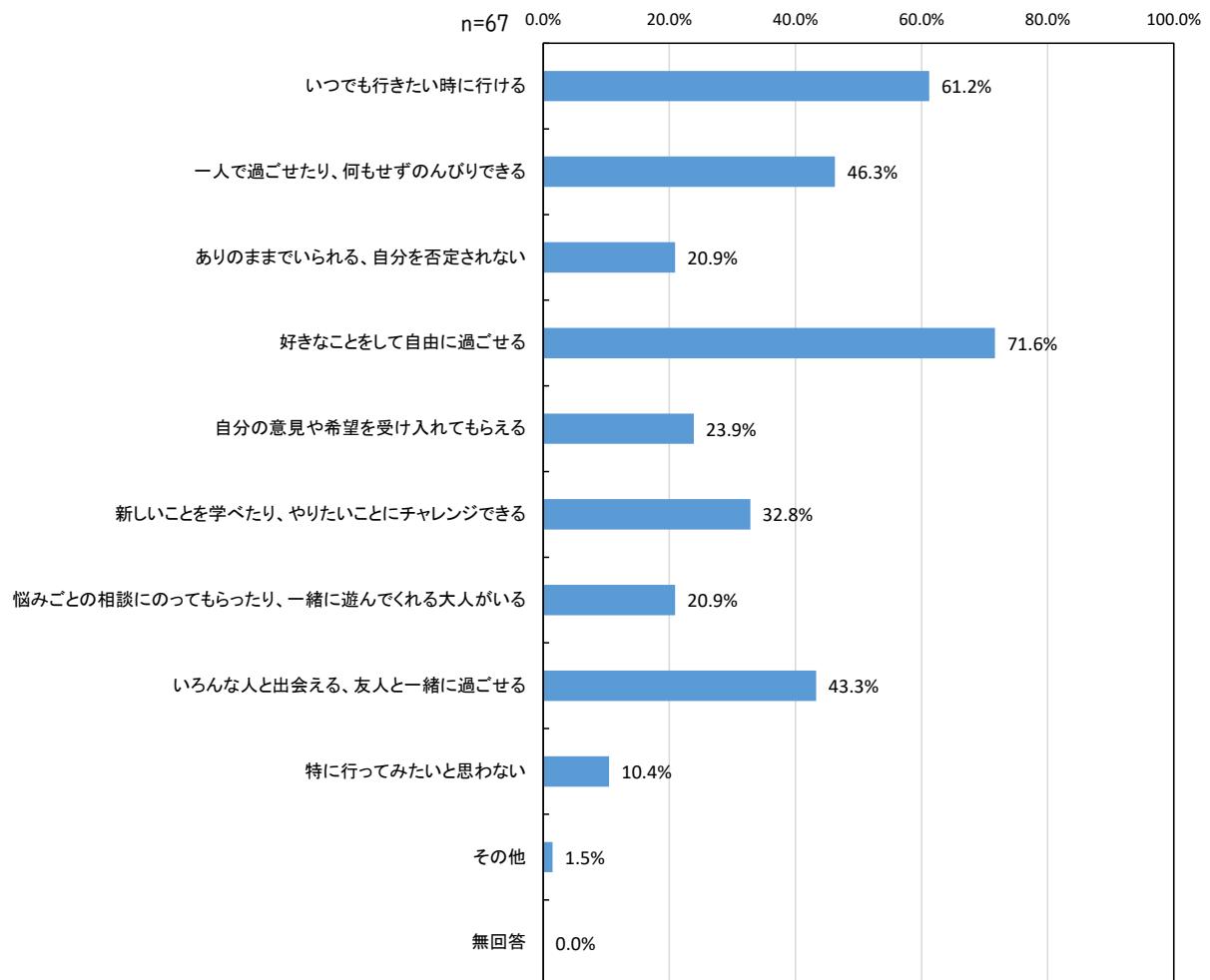
属性別でみると、小学生では「家(ふだんねおきをしている場所)や学校(授業や部活、クラブ活動)以外に必要と感じないため」が最も高く、中学生では「住んでいる地域に、そのような場所がないため」が最も高くなっています。

また、男では「住んでいる地域に、そのような場所がないため」が最も高くなっていますが、女では「家(ふだんねおきをしている場所)や学校(授業や部活、クラブ活動)以外に必要と感じないため」が最も高くなっています。「(行きたい場所はあるが)行くのに時間がかかるため」については男が女を大きく上回っています。

	住んでいる地域に、そのような場所がないため	(行きたい場所はあるが)行くのに時間がかかるため	(行きたい場所はあるが)開いている日時が合わないため	(行きたい場所はあるが)お金がかかるため	や家(ふだんねおきをしている場所)や学校(授業や部活、クラブ活動)以外に必要と感じないため	その他
全体 n=67	40.3%	19.4%	3.0%	10.4%	43.3%	14.9%
小学生 n=38	34.2%	23.7%	5.3%	13.2%	52.6%	32.4%
中学生 n=29	48.3%	13.8%	0.0%	6.9%	31.0%	15.4%
男 n=33	48.5%	33.3%	3.0%	9.1%	39.4%	28.6%
女 n=33	33.3%	6.1%	3.0%	12.1%	48.5%	18.2%

## ⑩利用したい居場所（居場所がない方のみ）

「好きなことをして自由に過ごせる」が71.6%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に旅行する」が61.2%、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が46.3%となって います。



属性別でみると、概ね全体と同様の結果となっていますが、「悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる」では、中学生が小学生を大きく上回っています。また、「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」では、男が女を大きく上回っています。

	いつでも行きたい時に行ける	一人で過ごせたり、何もせずにのんびりできる	ありのままでいられる、自分を否定されない	好きなことをして自由に過ごせる	自分の意見や希望を受け入れてもらえる	新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる	悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる	いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる	特に行ってみたいと思わない	その他
全体 n=67	61.2%	46.3%	20.9%	71.6%	23.9%	32.8%	20.9%	43.3%	10.4%	1.5%
小学生 n=38	55.3%	42.1%	15.8%	68.4%	23.7%	28.9%	13.2%	47.4%	15.8%	0.0%
中学生 n=29	69.0%	51.7%	27.6%	75.9%	24.1%	37.9%	31.0%	37.9%	3.4%	3.4%
男 n=33	54.5%	51.5%	27.3%	72.7%	30.3%	33.3%	18.2%	39.4%	9.1%	3.0%
女 n=33	66.7%	39.4%	12.1%	69.7%	15.2%	30.3%	21.2%	45.5%	12.1%	0.0%

## ⑪子どもの居場所についての意見

学年	性別	意見
小学5年生	男	自分が歩いていける所に好きな場所があってほしい。
小学5年生	女	居場所が障害特性があってもサポートしてもらえるインフォーマルな資源になると良いと思います。
小学6年生	男	家から自分で行ける距離にほしい。
小学6年生	女	ずっと家に居たい。
小学6年生	女	きちんと教室で授業ができるようにしてほしい。
小学6年生	女	遊具が沢山ある、外で遊びたくない子ども用に中でも遊べる場所がほしい。室内では、紙やペンがすぐに取れるように準備してほしい。
小学6年生	女	図書館が近所にほしい。
小学6年生	女	みんなが、一緒に楽しくいられるような居場所があつたらいいと思いました。
中学1年生	男	いじめのない、優しい場所がほしい。
中学1年生	男	相手を否定しない安全な場所。
中学2年生	男	その子が他の人に左右されずにありのままでいられる場所があればいいなど僕は思います。
中学2年生	男	親に惑わされない場所が一つでもあれば静かに過ごせるかもしれない。
中学3年生	男	誰かに何かを言われない場所がいい。
中学3年生	男	皆でいるべき場所に注視しすぎず、一人でいたい子のことも考えるべき。
中学3年生	男	友人関係が壊れない場所、人がいない場所。
中学3年生	女	自分だけの空間があったら心も休めると思います。
中学3年生	女	自由にいられる所がほしい。
中学3年生	女	1人になれる場所も必要。

## 6 『子ども・子育て支援に関するアンケート』結果概要

### (1) 調査目的

本調査は、町内に居住する未就学児童及び小学生の保護者を対象として、アンケート調査を実施し、「第3期吉備中央町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、住民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料とするため実施しました。調査内容が子ども・子育て施策全般に及ぶため、本計画においても基礎資料として活用します。

### (2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	未就学児の保護者（206人） 小学生の保護者（295人）
調査方法	郵送による配布・回収、または学校や園を通じての回収
調査時期	令和6年3月

### (3) 配布数及び回収結果

#### 未就学児の保護者

配布数	206
回収数	135
回収率	65.5%

#### 小学生の保護者

配布数	295
回収数	211
回収率	71.5%

(4) 数値の基本的な取扱いについて

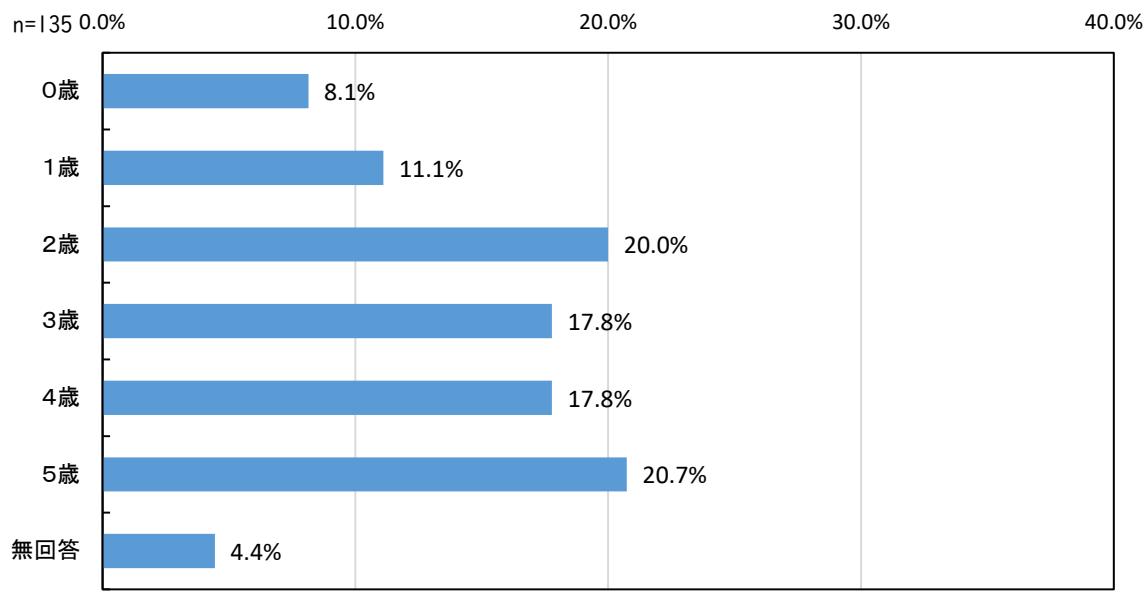
- ①比率は全て百分率 (%) で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出して います。したがって、合計が 100% を上下する場合もあります。
- ②基数となるべき実数は、“ $n = \bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ” として掲載し、各比率は  $n$  を 100% として算出しています。
- ③複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出して も良い問であり、したがって、各回答の合計比率は 100% を超える場合が あります。
- ④文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場 合があります。

## (5) 調査結果

### ①お子さんの年齢

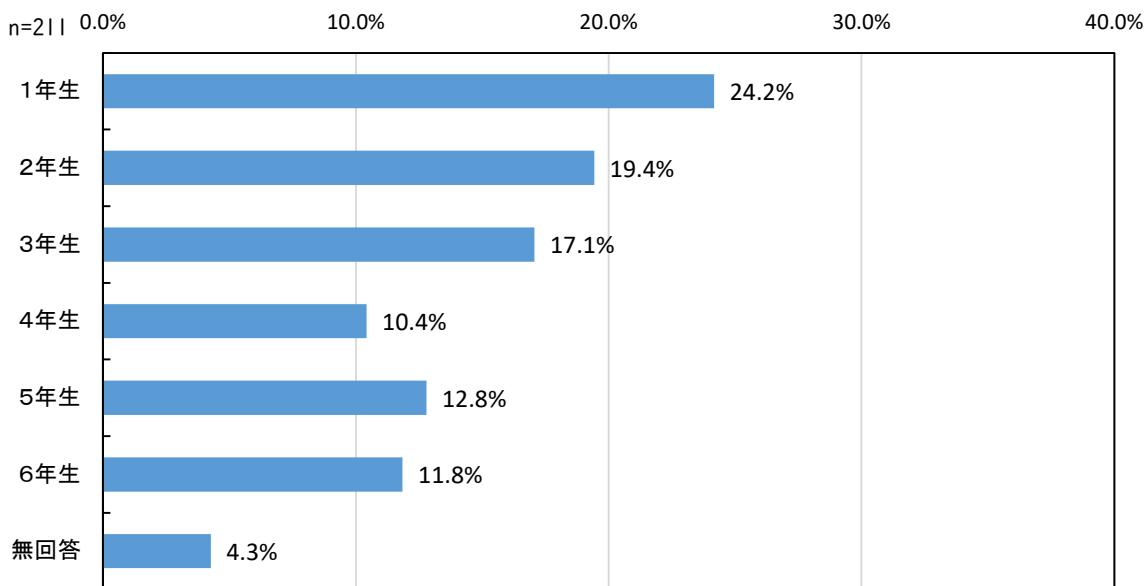
#### 【未就学児】

「5歳」の割合が20.7%と最も高く、次いで「2歳」が20.0%、「3歳」「4歳」が17.8%となっています。



#### 【小学生】

「1年生」の割合が24.2%と最も高く、次いで「2年生」が19.4%、「3年生」が17.1%となっています。

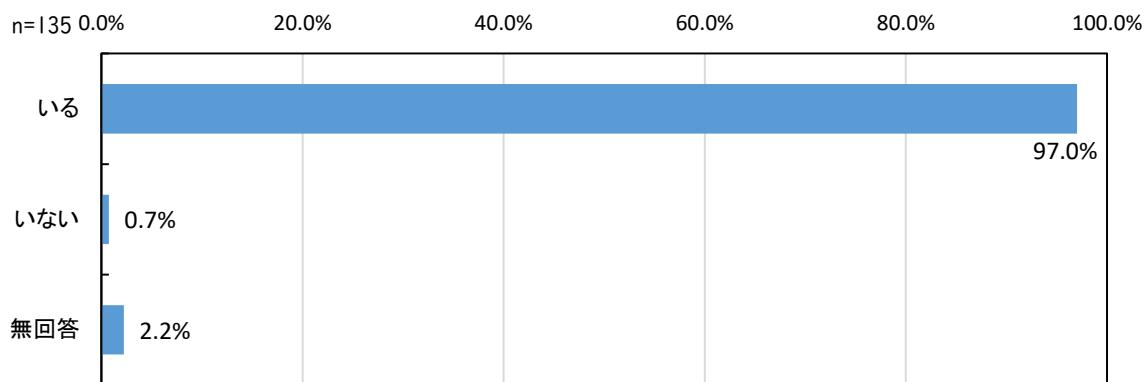


## ②子育てについて気軽に相談できる人や場所はあるか

## 【未就学児】

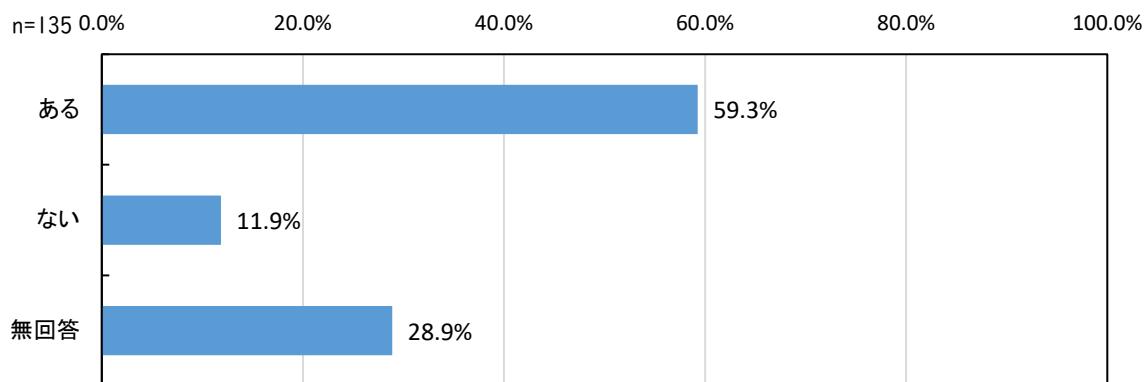
## ・相談できる人

「いる」の割合が97.0%と最も高く、次いで「いない」が0.7%となっています。



## ・相談できる場所

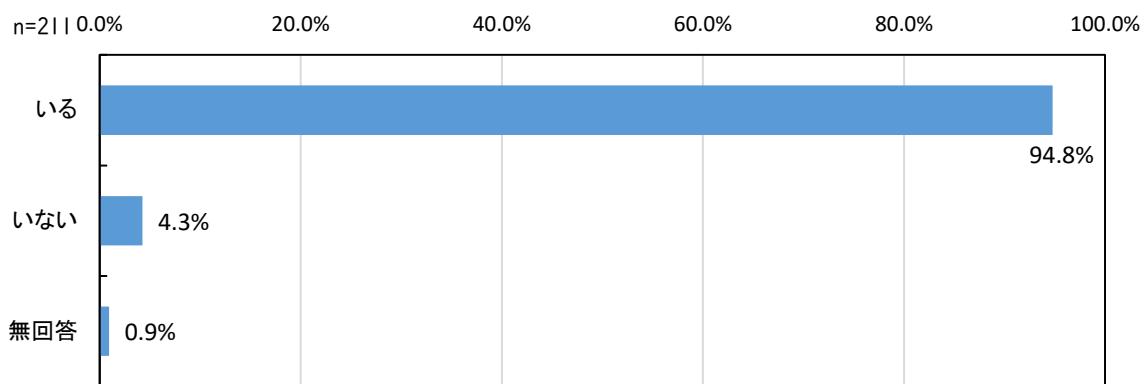
「ある」の割合が59.3%と最も高く、次いで「ない」が11.9%となっています。



## 【小学生】

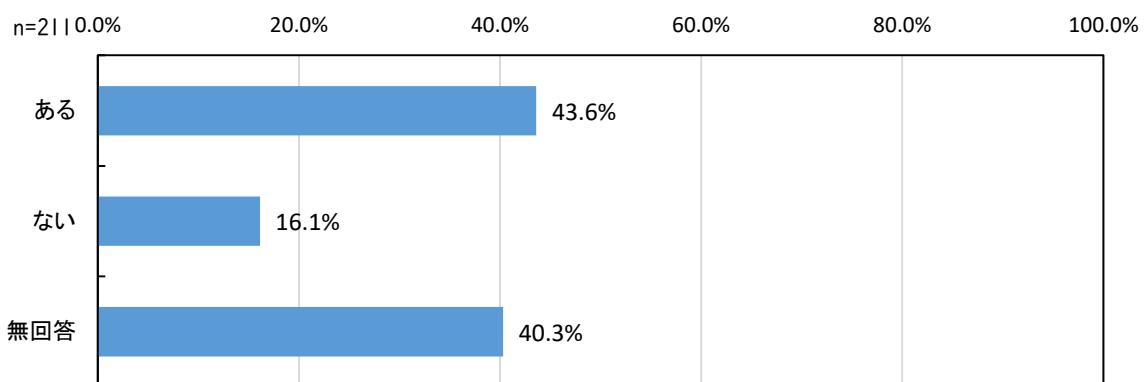
### ・相談できる人

「いる」の割合が 94.8% と最も高く、次いで「いない」が 4.3% となっています。



### ・相談できる場所

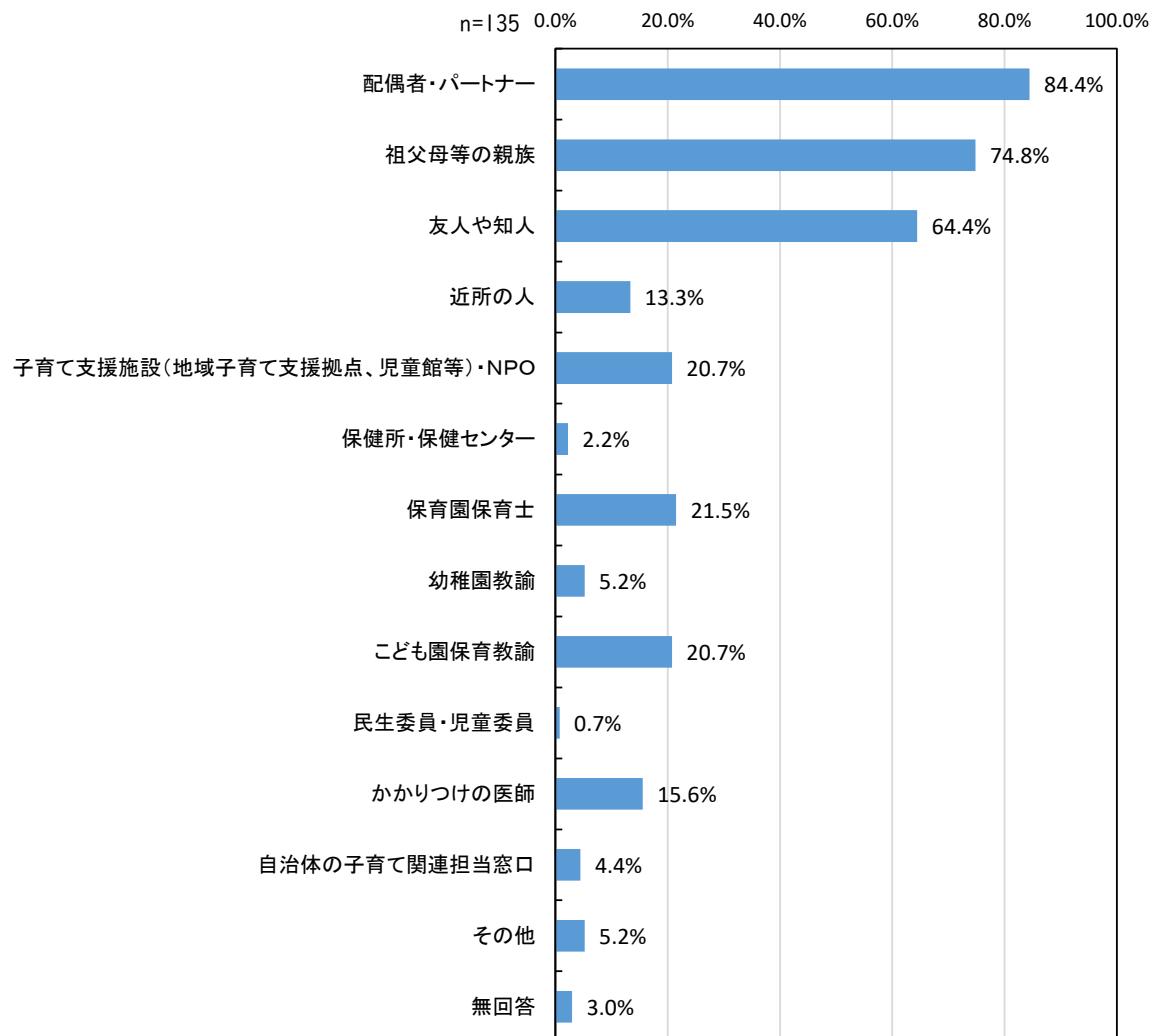
「ある」の割合が 43.6% と最も高く、次いで「ない」が 16.1% となっています。



## ③相談相手（場所）について

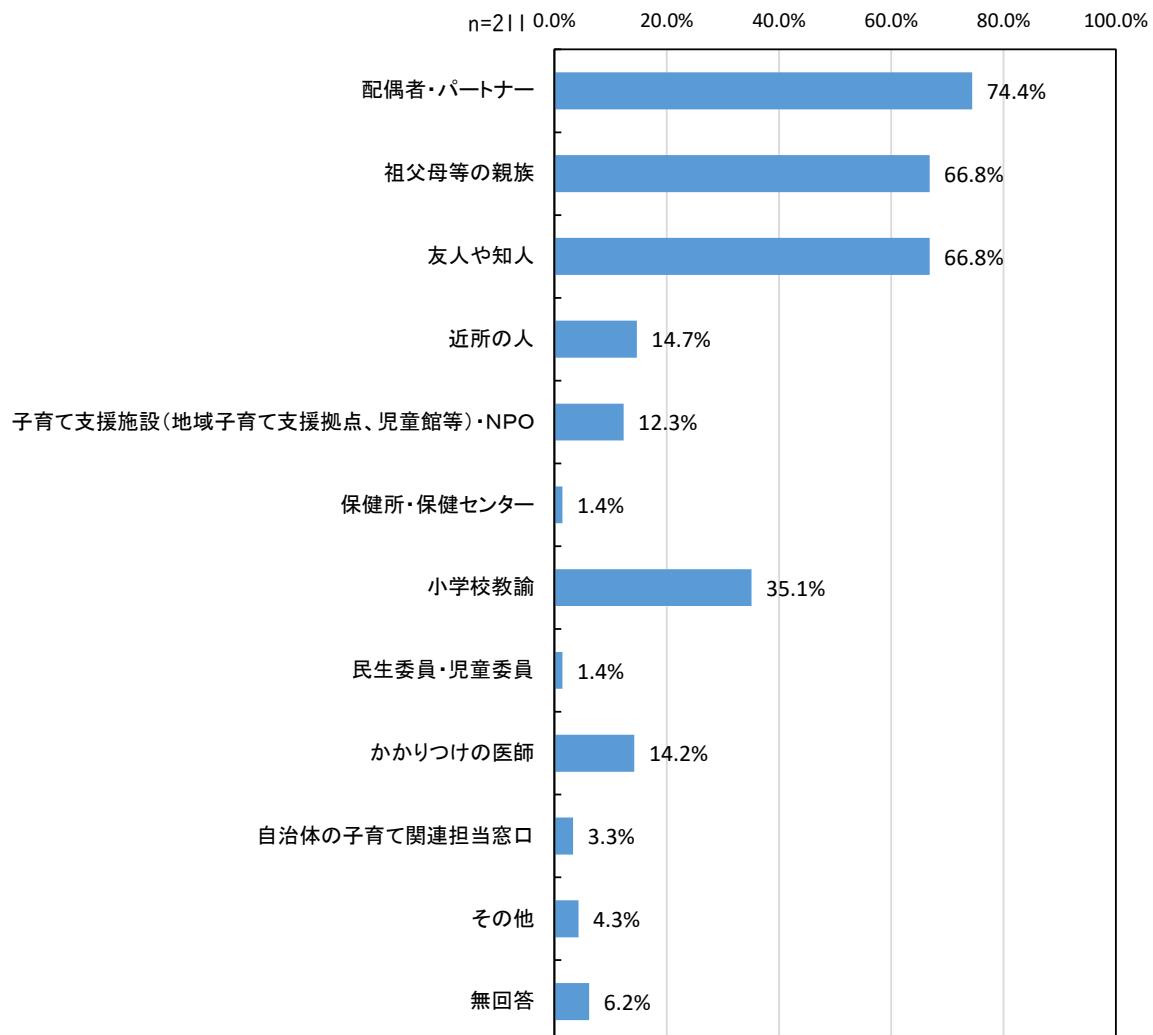
## 【未就学児】

「配偶者・パートナー」の割合が84.4%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が74.8%、「友人や知人」が64.4%となっています。



## 【小学生】

「配偶者・パートナー」の割合が74.4%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」「友人や知人」が66.8%となっています。



## ④地域の子育て支援事業の認知・利用希望【未就学児のみ】

「A 知っている」でみると、全ての項目で「はい」の割合が最も高くなっています。  
「子育てひろば“ゆう”」「一時預かり保育」は約8割と特に高くなっています。

「B これまでに利用したことがある」でみると、「子育てひろば“ゆう”」が「はい」の割合が57.8%と「いいえ」を上回っています。

「C 今後利用したい」でみると、全ての項目で「いいえ」の割合が高くなっています。  
他の項目と比較して「はい」の割合が最も高かったのは「子育てひろば“ゆう”」の36.3%となっています。

## 【A 知っている】

n=135	は い	い い え
①子育てひろば“ゆう”	81.5%	6.7%
②一時預かり保育	78.5%	8.1%
③子育て相談事業	60.0%	28.1%
④子どもの発達支援事業	58.5%	30.4%
⑤子どもの発達支援相談事業	52.6%	34.8%

※割合が最も高い項目に色付けしています。

## 【B これまでに利用したことがある】

n=135	は い	い い え
①子育てひろば“ゆう”	57.8%	29.6%
②一時預かり保育	33.3%	52.6%
③子育て相談事業	11.9%	71.1%
④子どもの発達支援事業	12.6%	72.6%
⑤子どもの発達支援相談事業	12.6%	71.1%

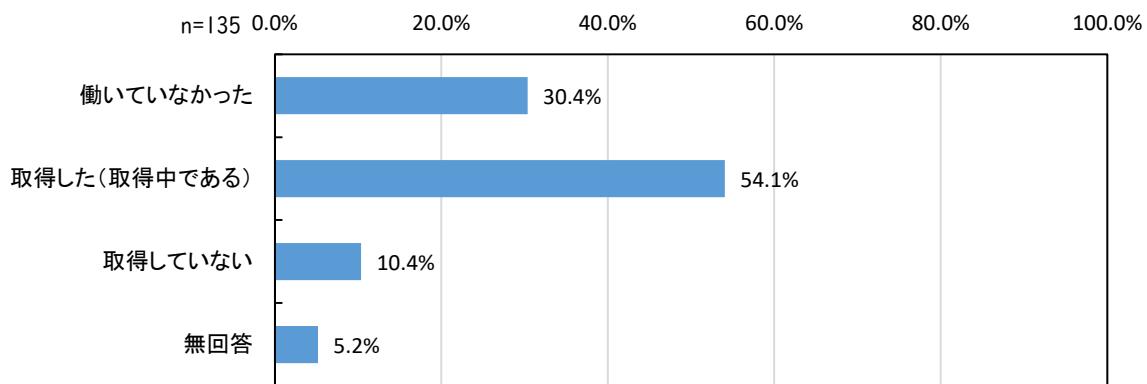
## 【C 今後利用したい】

n=135	は い	い い え
①子育てひろば“ゆう”	36.3%	42.2%
②一時預かり保育	27.4%	49.6%
③子育て相談事業	29.6%	49.6%
④子どもの発達支援事業	24.4%	56.3%
⑤子どもの発達支援相談事業	25.2%	54.1%

## ⑤育児休業の取得【未就学児のみ】

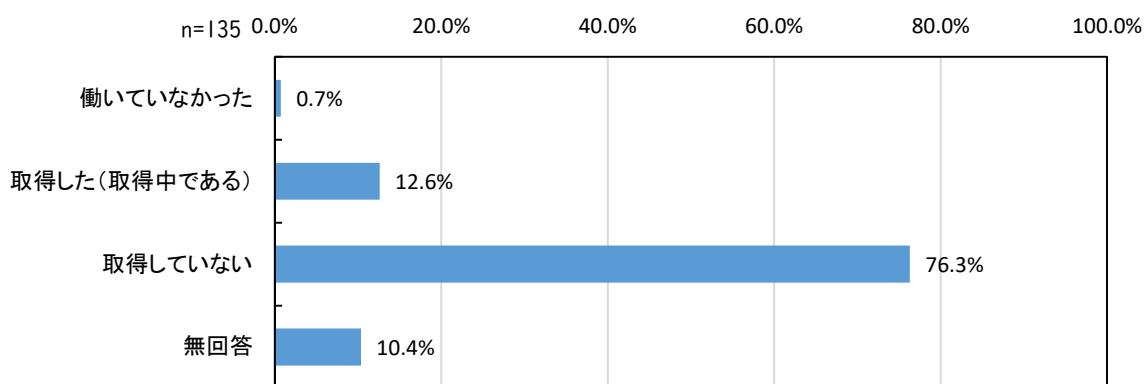
### ・母親

「取得した（取得中である）」の割合が54.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」が30.4%、「取得していない」が10.4%となっています。



### ・父親

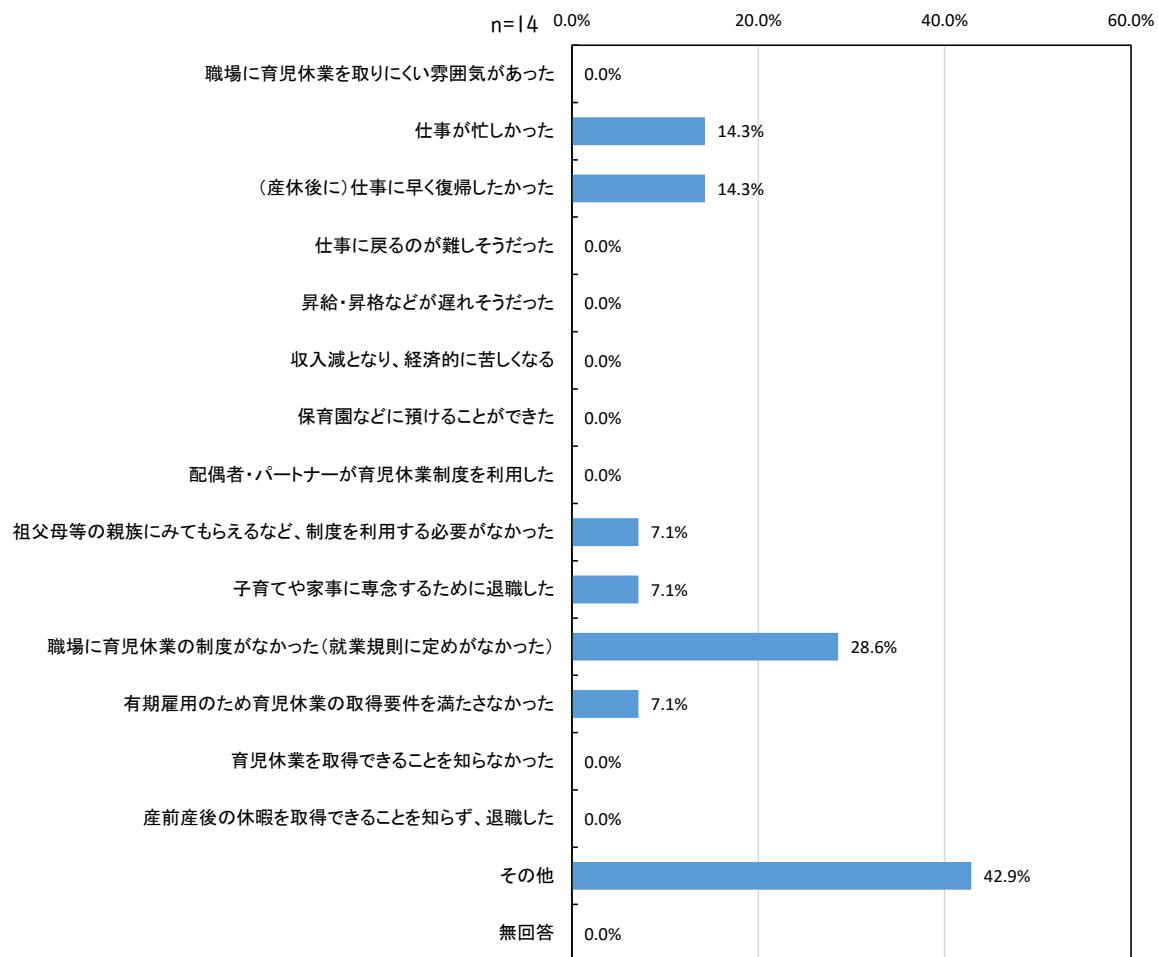
「取得していない」の割合が76.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が12.6%、「働いていなかった」が0.7%となっています。



## ⑥育児休業を取得していない理由【未就学児のみ】

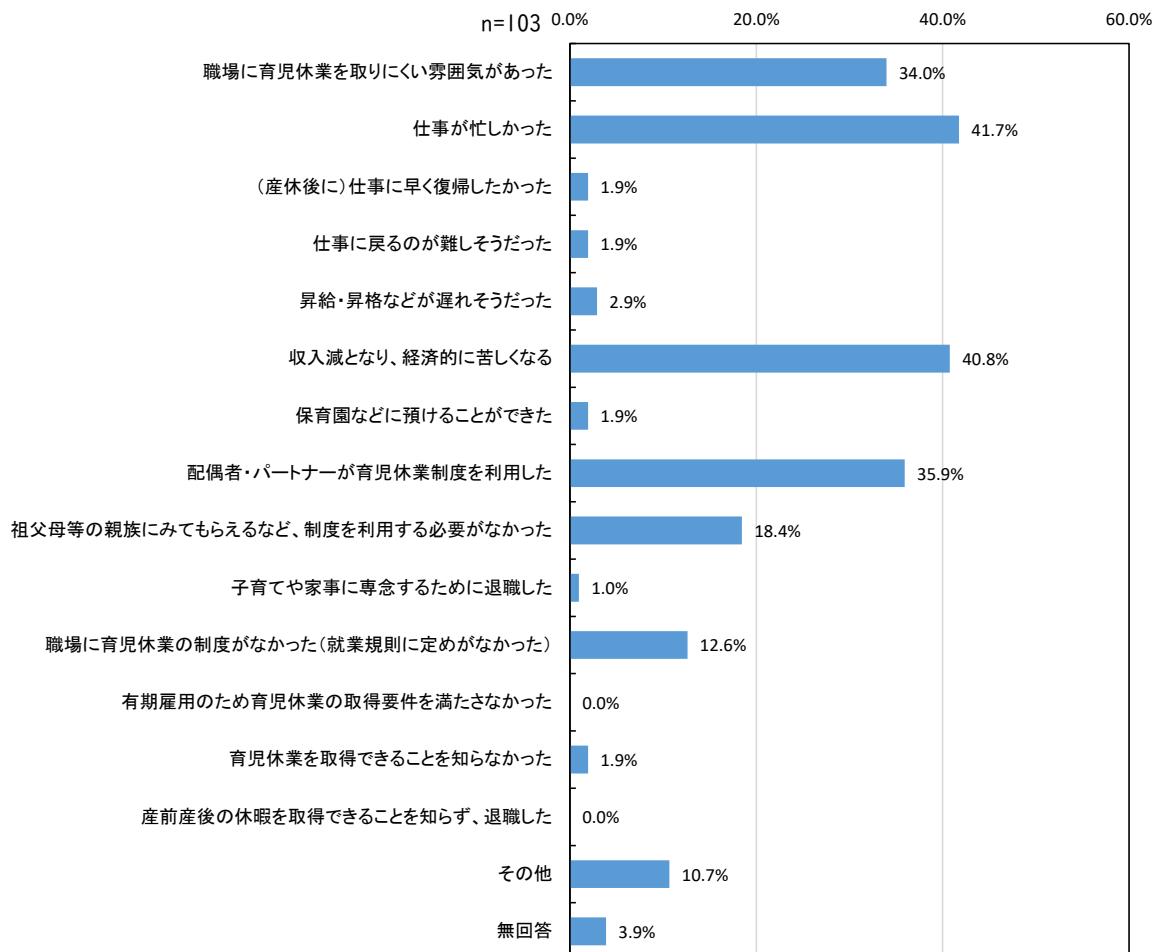
## ・母親

「その他（自宅で働きながら育児をした、自営業なので休めない等）」の割合が42.9%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が28.6%、「仕事が忙しかった」（産休後に）仕事に早く復帰したかった」が14.3%となっています。



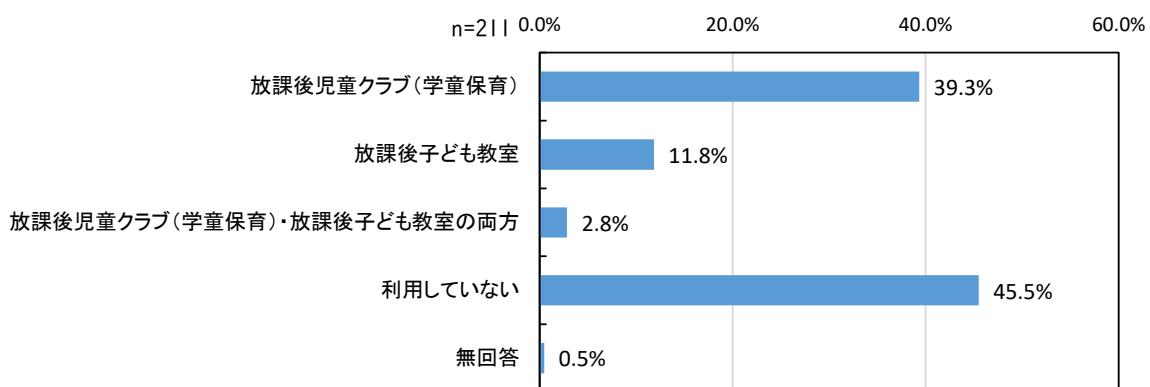
・父親

「仕事が忙しかった」の割合が41.7%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が40.8%、「配偶者・パートナーが育児休業制度を利用した」が35.9%となって います。



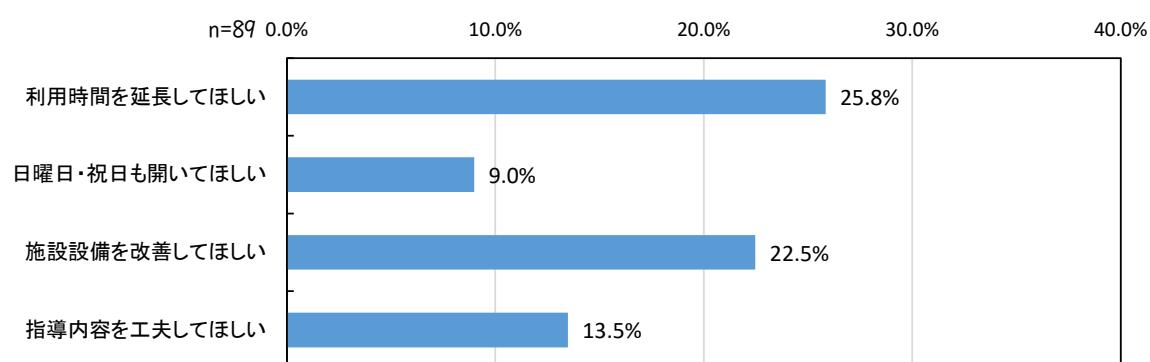
## ⑦現在放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の利用状況【小学生のみ】

「利用していない」の割合が45.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が39.3%、「放課後子ども教室」が11.8%となっています。



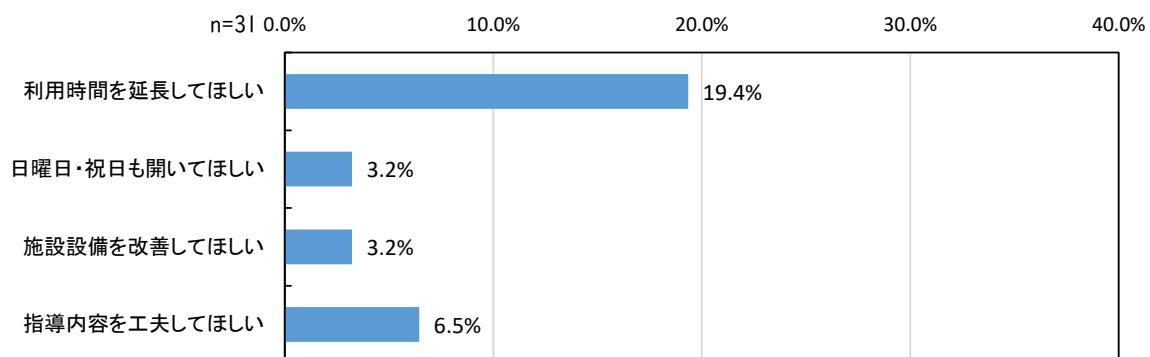
## ⑧放課後児童クラブに対しての要望【小学生のみ】

「利用時間を延長してほしい」の割合が25.8%と最も高く、次いで「施設設備を改善してほしい」が22.5%、「指導内容を工夫してほしい」が13.5%となっています。



## ⑨放課後子ども教室に対しての要望【小学生のみ】

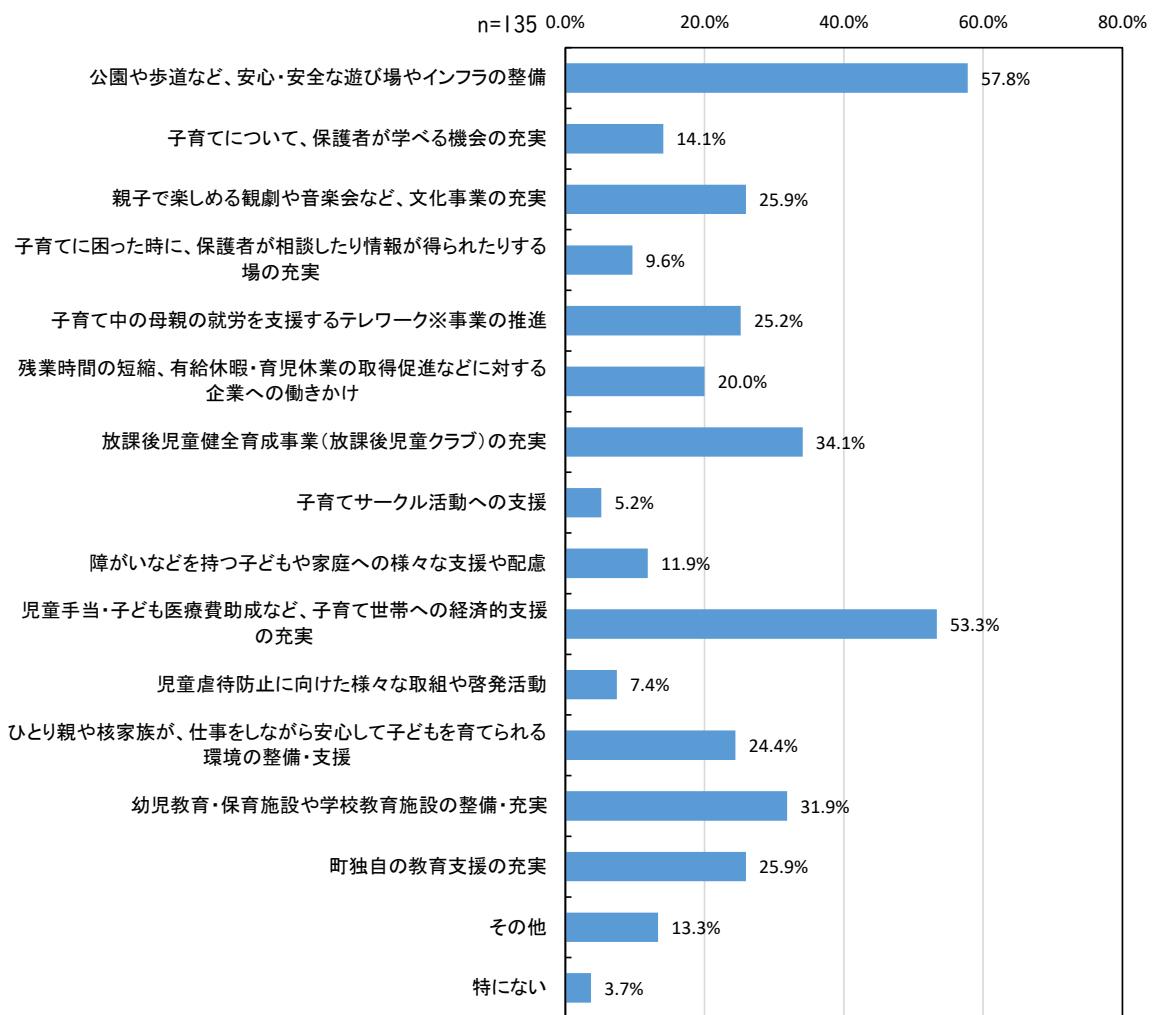
「利用時間を延長してほしい」が19.4%と最も高く、次いで「指導内容を工夫してほしい」が6.5%、「日曜日・祝日も開いてほしい」「施設設備を改善してほしい」が3.2%となっています。



⑩町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか

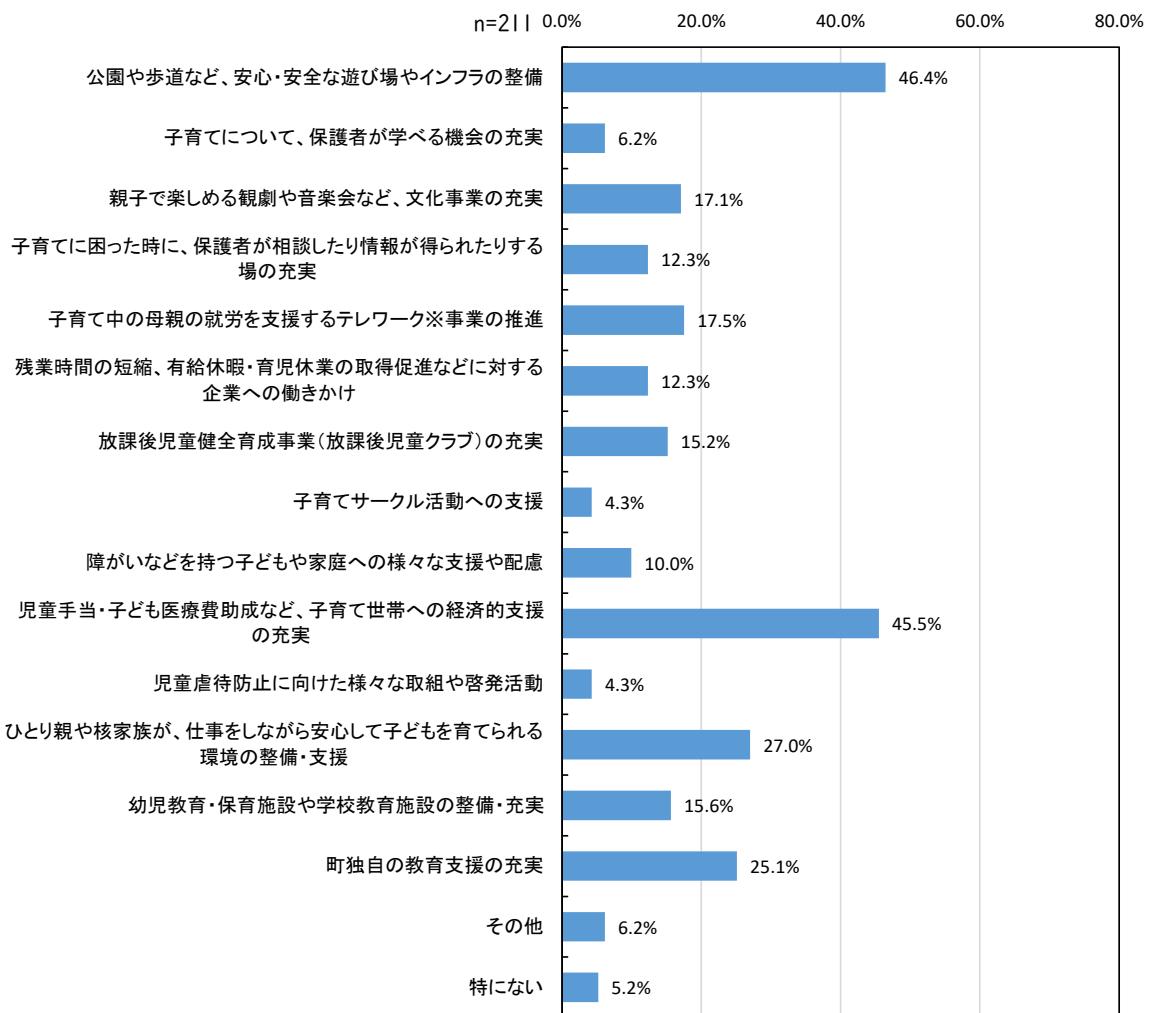
【未就学児】

「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が57.8%と最も高く、次いで「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」が53.3%、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実」が34.1%となっています。



### 【小学生】

「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が46.4%と最も高く、次いで「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」が45.5%、「ひとり親や核家族が、仕事をしながら安心して子どもを育てられる環境の整備・支援」が27.0%となっています。



⑪教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する意見

子どもの年齢	意見
0歳	子育てのまち、と言いながら実際は子育てに直結するようなことは充実していない印象。根本的な部分を改善しなければ若い世代が住み続けたい、子どもを産み育てたいと思わない。また、移住もしてもらえない。せこせこした支援ではなく、どかんと大きな支援をするべき。
1歳	教育について、子どもは勉強のやり方をわからない子もいると思う。担任の先生だけでは授業中に勉強についていけてるか、今何をしているかなど理解できずに進むこともあるので、見守ってどのようにすればいいんだよと教えてくれる支援をしてくれるような人がクラスにいると良い。このような取り組みをして学力が上がっている小学校があるので実現できると嬉しい。
2歳	保育利用時間を7時からにしてほしい。住まいから園が遠く、短時間勤務せざるをえない。短時間勤務をすることで収入が減り家計が苦しい。保育園への送迎補助支援金について、預けたい園へ預けられずやむをえず住まいから遠い園に通わせる、または統合により住まいから遠い園となつた方への補助金を不平等感のないように検討して頂きたい。距離に対しての支給など。
2歳	町内に病児保育があれば利用しやすい。出産祝金が第2子以降は以前に比べ減額になりました。町内には3人以上の多子世帯も多いと思うので、助成があれば助かると思います。例えば、小・中・高入学に必要な物品・制服等の購入費用など。特に中学の制服は高いと思う。
3歳	核家族で周りに親せきもいないため、病気などの緊急時にサポートしてくれるとありがたい。(病児保育・ファミリーサポートなど)
4歳	小さい子が遊べる公園がない。吉備高原だけで使えない。遠すぎる。こども園が遠いのにバスも出せないのは不公平。通学補助金も1か月にもならない額が年額。高校生など無料バスを出しているのに、なぜ幼稚園のバスは出せないのか。子育てしにくいです。
5歳	送迎や病院の環境が整わない限り、子育てしやすいとは言えない。子どもたちには大きくなつてから帰ってきてほしい町とは今のままでは言えない。

子どもの学年	意見
1年生	とにかく小児科がない。近所にも同世代の子がいないし、学校、園の送り迎えの距離も遠いし、この町は車がないと住めないので、将来のことを考えると町外に出たほうが便利だと日々感じている。働く企業、会社も限られるけど、町外に働きに行くにも遠いので子どものことを考えると近くの工場とかになるのかなと思います。
1年生	町は子育てとよく言うが、お店が少なく、ドラッグストアもない。車で30分は走らないといけないので、町としてどう考えていますか。このままでは、若い人は出て行ってしまうと思う。
2年生	小学生までの子どもは遊び場はあるが、中学生、高校生が集まって遊ぶ場所がないので休日は家から一步も出ない日が多い。中高生が外で遊べる場所があると良い。町内には県立高校がないため、外の高校に行かなくてはならず、金銭面で大変。もう少し補助金があると助かる。
3年生	発達について相談してから、療育に通えるようになるまで親身に寄り添って頂きありがたい。療育の門が広かったことは助かりました。令和7年度の統合が心配です。各教室に1名ずつ支援員さんを配置するなどして多感な子どもたちの心に寄り添って、統合を成功してほしいと思う。
4年生	小学校で習っていたことが中学生になっても続けられるわけではなく、習いたいことの選択肢も少なくて選べない。どこに行くにも親の送迎が必要で、核家族だったら両親のどちらかが仕事をやめて動かないとならない。子育て環境にいろいろ不便さを感じて町を出ることも考えてしまうことがあります。
5年生	ひとり親に対して優しくない。手当が十分に受けられていない。低所得者ではないけれども、働かないといけないから正社員で働いているが、物価も上がっている中、今の現状は厳しい。子どもの多い人には優しいでしょうね。人口が増えるから。
5年生	幼稚園、小学校、高校、親の送迎がないと通園・通学が不可能な状態で、仕事をするにあたってとても負担です。水の問題も道路通行止めの問題ももっと早急に対応して安心・安全を第一に考えてほしいです。
5年生	キッズパークは年齢が小さい子ども向けで大きくなったら行けないので小学生から入れるトランポリン、ボルタリングなどがある施設があればいいなと思う。使わない体育館を利用して等。
6年生	家庭により様々な困りごとがあると思いますが、その際に受けられる支援があるとしても、窓口がわからなくて困った状態が続いてしまう方もいると思います。環境の充実とともに、サポートされる方の負担がなくなることを希望します。

## 7 吉備中央町を取り巻く課題

### (1) アンケート結果からみえる課題

#### ①居場所の充実

居場所の有無について、「ある」の割合は小学生で45.9%、中学生で55.7%だった。これは全国調査（小学生64.0%、中学生64.5%）と比較して低い割合となっている。近年では子育て環境の変化や、少子高齢化の進展、課題の複雑化、価値観の多様化など社会の変化を踏まえた居場所づくりの必要性が高まっている。特に少子化による子ども・若者同士の育ち合い、学び合いの機会の減少等についてはアフタースクールの整備などが必要である。

#### ②町に必要な居場所

居場所が「ない」と答えた方の理由については、「住んでいる地域に、そのような場所がないため」(40.3%)の割合が高かった。また、利用したい場所については「好きなことをして自由に過ごせる」(71.6%)、「いつでも行きたい時に続ける」(61.2%)の割合が高かったほか、自由意見では「障害特性があってもサポートしてもらえる」「外で遊びたくない子ども用に中でも遊べる場所」「相手を否定しない安全な場所」「図書館が近所にほしい」とのニーズのあり、対応が必要である。

#### ③相談体制の充実

相談できる場所が「ある」の割合が未就学児(59.3%)、小学生(43.6%)ともに高いとは言えない。また、相談相手についても「自治体の子育て関連担当窓口」は4%程度と低くなっている。相談窓口等の周知・啓発が必要である。

#### ④地域の子育て支援事業の利用

地域の子育て支援事業については、「子育てひろば“ゆう”」「一時預かり保育」以外は認知度が低い。「子どもの発達支援相談事業」等、子どもの発達に関する事業の今後の利用希望ニーズは高いことから、周知が必要である。

#### ⑤放課後児童クラブに対する要望

放課後児童クラブについては、共通して「利用時間を延長してほしい」とのニーズがある。さらに、「施設設備を改善してほしい」との声があり、令和5年度に吉備高原児童クラブ、翌令和6年度にスマイル児童クラブ・加賀西児童クラブを新築している。

#### ⑥職場環境について

育児休業の取得割合については母親が54.1%、父親が12.6%と高いとは言えない状況である。育児休業を取得していない理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかっ

た」、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合も高いことから、職場の育児休業に対する理解が必要である。

#### ⑦町に期待する子育て支援

町に期待する子育て支援としては、「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」のニーズが特に高い。近年の物価高を取り巻く現状を鑑みると、子育て世帯への経済的支援は喫緊の課題である。

#### ⑧子育て環境や支援に関する住民の声

子育て環境や支援に関して、住んでいる地域によっては公園やこども園、学校、病院、スーパー等、生活に必要な施設等が遠くて大変であるとの声が多かった。スクールバス等、交通環境の改善が必要である。

また、子どもが急に病気になった時にサポートをしてくれる、病児保育、ファミリーサポート等のサービスに対する要望もあり、それらサービスの整備が必要である。

### (2) 本町の子ども施策に関する課題（第3期子ども・子育て支援事業計画より）

#### ①保育教諭の資質向上

保育教諭が不足しているため、研修に参加できる十分な体制が整っていない園があり、保育教諭の人員確保に努める。

#### ②放課後児童クラブへの支援

令和7年度より公設公営となったため、運営や指導方法について、研修会などを開催し、クラブ共通の認識をもち、子どもの放課後の居場所づくりを提供することが必要である。

#### ③子育て世代包括支援センターの充実

令和6年度よりこれまでの子育て包括支援センターからこども家庭センターへ移行しており母子保健と児童福祉の両輪で切れ目なく支援を行っている。また、こども家庭センターの周知も行っていく。

#### ④通学路等の危険箇所の解消

各校・園からの要望に対して十分な解消までには至っていない状況であり、対策が必要である。

⑤児童虐待防止等に向けた体制整備

長期化している要保護家庭に対するフォローや所属機関を含めた支援に関わる職員の支援力の向上が必要。

⑥放課後児童クラブの障害のある子どもの受け入れ体制の整備

加配が必要となる場合は支援員の確保が必要である。

(3) 本町の若者施策に関する課題（総合計画・総合戦略・地域福祉計画等より）

①若者の就職支援

若者などの地元就職や町外からの就職を促すための取組が必要である。また、地域の人口減少や経営者の高齢化、後継者不足による企業体质の弱化などが課題となっている。

②若者の出会い・結婚

近年、核家族化が進み、地域や職場のつながりも希薄になり、結婚相手を見つける機会が減っている。また、未婚化、晩婚化が進む中、独身者に出会いの場を提供するなどの結婚支援事業が必要である。

③ひきこもり対策

ひきこもりなど地域から孤立する若年層等に対して、必要な支援や見守りにつながる働きかけが課題となっている。

④自殺対策

近年、全国的には子どもや若者の自殺者数が増加傾向にある。自殺を防止するための心の健康を支えるための環境整備においては、町民一人ひとりの取組と家族、地域住民、社会などが支え、一体となって推進していく必要がある。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### Ⅰ 基本理念

国の「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、平等に健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、家庭、行政、地域が連携し、社会全体で子ども施策に取り組むことが大切です。

本計画では、これまでに推進してきた「～子育てが楽しいまち 子どもが健やかに育つまち～（22世紀の理想郷）」の基本理念を継承し、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支援します。また、子どもと若者を社会の中心に据え、幸福と権利を保障するとともに、子どもと若者の意見を尊重し、全ての子どもと若者が活躍できる環境を目指します。

～子育てが楽しいまち 子どもが健やかに育つまち～  
(22世紀の理想郷)



## 2 基本的な方針

### 子ども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

### 子ども・若者の意見を聴く

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに施策を進めていきます。

### 切れ目なく支援する

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

### 貧困と格差の解消を図る

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

### 若い世代の生活基盤の安定を図り、子育てに関する希望をかなえる

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の実現を図ります。

### 地域全体で連携し、施策を推進する

施策を推進するにあたっては、家庭、行政、地域、関係機関等との連携を重視します。



### 3 施策の体系図

基本理念

子育てが楽しいまち

子どもが健やかに育つまち  
（22世紀の理想郷）

## 基本目標1 結婚・出産・子育て・就労の希望をかなえる

- (1) 若者の就職支援
- (2) 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備
- (3) 母子保健の推進

## 基本目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- (1) 幼児教育・保育の質の向上
- (2) 子育て家庭への支援

## 基本目標3 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

- (1) 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上
- (2) 子ども・若者の居場所づくり
- (3) 地域・世代間交流、体験活動の促進
- (4) 子どもの安心・安全の確保に向けた環境づくり

## 基本目標4 支援が必要な子ども・若者や家庭へのきめ細かな対応

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障害児施策の充実
- (3) 困難な状況にある子ども・若者への施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進

## 基本目標5 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

- (1) 子どもの権利の保障
- (2) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 結婚・出産・子育て・就労の希望をかなえる

若者が自分の将来に対して明るい希望がもてるよう、経済的基盤の確保に向けた就職支援を図ります。また、結婚を希望する人に多様な出会いの場を提供するとともに、結婚時に必要な資金に対して支援を行うなど、若者の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進します。

安心して子どもを産み、全ての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ安心な妊娠・出産・子育てを推進し、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を推進します。

また、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会を実現するために、乳幼児期の親子に対して食育についての学びの場を設けます。

こども家庭センターを核として、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談の窓口となり、子育て家庭に寄り添いながら関係機関と連携し必要な支援を提供します。

#### 【数値目標】

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
婚姻件数	令和6年度	19件	令和10年度	20件

#### (1) 若者の就職支援

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
地元への就職促進	ハローワーク（公共職業安定所）や他市、事業者と連携し、合同就職相談会等を実施し、若者などの地元就職や都市部からの就職を促進します。 ハローワーク（公共職業安定所）の求人情報検索などの周知に努め、町内事業者の雇用確保の支援に取り組みます。	定住促進課
雇用情報の提供	ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関、事業者と連携し、企業ガイドや町公式ホームページへの関係機関のリンクを掲載するなど転入者や新卒者などに対して雇用情報の提供を行います。	定住促進課

## (2) 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
出会いの場の提供と結婚までのサポート体制の強化	<p>近隣市町と連携してのイベントの開催や結婚相談所への入会などにより出会いの場を提供します。</p> <p>また、結婚を希望する方と同世代の相談者の参画を促すなど結婚推進協議会の活性化を図り、異性との話題づくりやお付き合いの進め方など成婚につながる活動支援を進めます。</p> <p>さらに、結婚時に必要な資金の一部（引越代、住居費等）を助成することにより結婚を後押しします。</p>	定住促進課

## (3) 母子保健の推進

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
母子健康手帳交付時からの支援の充実	妊娠届出時、保健師が面接を行い、妊婦の身体及び精神状況、支援者の有無等についてアンケートを実施します。そのほか、看護師等による電話相談・訪問、歯科保健の指導、妊婦交流会等を実施します。	保健課
健康診査の徹底	妊婦健診、産婦健診及び乳児健診、1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診に加え2歳6か月児歯科健診を実施し、母子の健康づくりを支援するとともに疾病や障害の早期発見、早期支援に努めます。	保健課
訪問指導の推進	乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業を実施するとともに、診療情報提供書や母子手帳交付時にフォローが必要な妊婦への訪問を行います。	保健課
保健事業への参加促進	保健事業ガイドブックを全家庭へ配布し、母子保健事業を周知するとともに健診未受診者には個別に対応し、参加を促します。	保健課
歯科保健の充実	乳児健診における保護者の意識調査及び歯科相談、歯科健診（妊婦歯科健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診）などを実施し、歯科保健の充実を図ります。	保健課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
予防接種の推進	定期予防接種（BCG、四種混合、五種混合、MR、日本脳炎、ヒブ、小児肺炎球菌、水痘、B型肝炎、子宮頸がん）を実施します。年度初めに対象者へ接種勧奨通知を送付し周知します。	保健課
食育の推進	離乳食教室、親子食育教室、こども園・子育て支援センターにおける食育講話などを実施し、食育を推進します。	保健課 子育て推進課
こども家庭センターの充実	子育て世帯へセンターの周知を図り、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談の窓口となり、気軽に相談できる体制を整備します。必要な支援の調整について保健所や児童相談所など関係機関と連携し、全ての保護者や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	
産前産後子育てサポート事業の実施	安心して子育てができるように妊娠期から子育て期の方とその家族が抱える様々な不安や疑問など、看護師等が相談を受けたり、家庭訪問し、心身のケアや育児サポートを行います。	保健課
子育て相談事業の充実	保護者が発育発達に関する不安や悩みを一人で抱え込まないように、乳幼児健診における育児相談や心理相談、子どもの発達支援相談（保健所主催）、児童相談所巡回相談などを実施し、健診後の心配事に対して情報提供や助言が行える体制の充実を図ります。	保健課
子育て家庭への精神的、身体的、経済的支援	新生児が誕生した家庭を保健師等が訪問し、精神的、身体的な応援を行うとともに、育児用品購入への助成を行います。 家庭訪問及び相談対応による育児に伴う精神的ストレスの軽減や母子の置かれている状況等に鑑みて、ズームを活用したオンライン面談を実施します。 母親が妊娠中・出産後の状況をデータ化し、産後ケアやプレコンセプションケアに必要な個々の家族データもあわせてPHR基盤に収集を可能にし、DXを手段とした問題解決を実現するため、令和4年9月から運用開始したハイブリッド母子健康手帳の見直しを行い、利用者の増加を目指します。	保健課

## 基本目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

こども園から小学校へとつながる一体的な子育て支援のもと、乳幼児期における発育・発達の各段階に応じた保育・教育の提供体制を確保するとともに、質の向上を図ります。

また、子育てをしている全ての人が安心して子育てができるよう、保護者のニーズに応じた様々な子育て支援サービスの充実を図ります。さらには、全ての子育て家庭に、必要な施策が届くよう情報を発信します。

### 【数値目標】

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
合計特殊出生率	令和4年度	1.79	令和10年度	1.89

### （1）幼児教育・保育の質の向上

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
保育教諭の資質向上	町主催の保育教育研修会や、園内研修を行うことにより、保育教諭の資質向上を図ります。	子育て推進課
保育体制の充実	保育室の面積、保育教諭の配置基準に基づき、可能な限り年度途中の園児の受け入れが行えるよう保育教諭を配置します。	子育て推進課
保育サービスの充実	全こども園において、土曜日についても一日保育を実施します。	子育て推進課
安全で快適な施設整備	遊具の計画的な修繕など、安全で快適な施設整備を行います。	子育て推進課

## (2) 子育て家庭への支援

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
園での子育て支援の充実	一時預かり・延長保育を全こども園で実施します。	子育て推進課
給食費無償化の実施	全こども園において無償化を実施します。	子育て推進課
保護者の交流の場の充実	子育て支援拠点「子育てひろばゆう」を毎週月～金曜日に実施し、季節に応じた行事や遊びを親子で体験する機会を提供します。また、保育士や保健師、栄養士による子育て相談を随時行います。	子育て推進課
子育て短期支援事業の実施	保護者の病気または仕事などの理由により子どもの養育が一時的に困難になった時、児童福祉施設において一時的に預かります。ショートステイ、平日の夜間または休日の日中預かるトワイライトステイ、付き添い事業を実施します。	保健課
ファミリーサポートセンター事業の体制整備	保護者が仕事等の理由により、育児援助を必要とする時、一時的に子どもを預かったり、送迎するなどの支援実施に向けた協議検討を行います。	子育て推進課
病児・病後児保育の広域利用の周知	岡山市、総社市等近隣の病児・病後児施設の広域利用について、仕事と子育てが両立できるようホームページ・ママフレ・子育て応援ブック等で周知します。	子育て推進課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。本町では、対象年齢の0歳、1歳、2歳についてそれぞれ2名の利用を見込んで、令和8年度からの実施に向けて整備を進めます。	子育て推進課
放課後児童クラブの運営	研修会・意見交換会を開催し、課題解決に向け、クラブ間の連携強化を図ります。	子育て推進課
子育て情報の発信強化	子育て支援サイト「ママフレ」の活用、子育て応援ブックの配布、町広報紙への子育て関連情報の掲載など情報発信を行います。	子育て推進課
家庭における父親の役割の啓発	母子健康手帳の配布にあわせ、「父子健康手帳」を配布し、家庭での父親の役割を知ってもらうよう啓発します。	保健課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
小児等医療費の助成	満18歳までの子ども（満18歳に達する年度の末日まで）を対象に医療費を助成します。	保健課
家庭の教育力を高める支援	子育てに関する講座などを通じて、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供します。	子育て推進課

### 基本目標3 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

家庭、教育・保育機関、地域等のネットワークにより、子どもを産み育てるに喜びを実感できる仕組みづくりを展開します。あわせて、子どもの未知なる可能性を日常の暮らしの中で育むことができるよう教育力の向上を目指します。

子どもたちが安心して過ごせる場所をもちながら、他者との関わりの中でのびのびと育つ機会がもてるよう、「放課後児童クラブ」「キッズパーク」「にじいろ広場」など、既存の地域資源を活用した居場所づくりを推進します。

また、警察や地域等と連携し、防犯パトロールや通学路等の危険箇所対策を行うなど、安心・安全なまちづくりを推進します。

#### 【数値目標】

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
タブレット端末持ち帰りの取組 (小学校)	令和6年度	33.3%	令和10年度	100.0%

#### (1) 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
教育内容の充実	町独自で学力調査を実施し、児童生徒の課題把握に努めます。 アフタースクール事業の実施を継続していき子どもたちの「気づきの場」を設けます。 また、支援員の人材確保に努め教育環境の充実を図ります。	教育委員会
教職員の資質向上	吉備中央町教育研修所の基本方針に基づいて、成果の上がった取組や事例の情報共有を図り、教師の教育技術の向上を推進します。 英語学習やプログラミング教育など専門性の高い教育の質の向上を図ります。	教育委員会
地域とともにあ る学校づくりの 推進	小・中学校において、学校運営協議会を設置しており、子どもを取り巻く諸課題の解決を図りより良い学校運営を推進します。	教育委員会
学校施設整備の 推進	ひとり1台のタブレットの整備を継続し、さらなる学習機器の充実を進め、子どもたちにとって学習しやすい環境整備を進めます。	教育委員会

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
情報リテラシー教育の推進	子どもがSNSやインターネットを通じて、暴力、性的コンテンツ、誤情報などの不適切な情報に触れるリスクがあるため、学校等において情報リテラシー教育の充実を図ります。	教育委員会
国際教育の推進	英語教育の充実に向けた環境整備や教職員への研修の実施を図り、「見る」「聞く」「書く」「話す」等の技能の向上を推進します。	教育委員会
教育相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーを全小中学校に配置し、児童生徒への支援を進めるとともに、教職員の指導への助言も行います。	教育委員会
公営学習塾「kii+(キイト)」	加賀中学校の生徒を対象に、英語・数学の基礎学力の向上等を目的として公営塾を運営していきます。	教育委員会
家庭における教育力の向上	家庭学習強化週間を重点に、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着を促すとともに、親育ち応援学習プログラム※の実施促進を図り、家庭の教育力の向上を図ります。	教育委員会
地域における教育力の向上	地域の豊かな自然や伝統文化を学ぶ機会を通して、地域住民による学習支援や体験活動の指導の促進を図ります。 地域学校協働活動を展開し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指します。	教育委員会

※親育ち応援学習プログラム：幅広い年代の「親育ち」を応援するために、身近なエピソードをもとに話し合い、交流しながら学ぶ「参加型学習プログラム」を多く含んだプログラム。

## （2）子ども・若者の居場所づくり

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
こども広場の充実	屋内型こども広場「キッズパーク」や屋外遊具広場「にじいろ広場」について、子どもたちや保護者のニーズを踏まえ遊具の充実を図ります。 町公式ホームページ等で、町外や県外へのPRを進め、子どもたちや保護者の交流拠点としての充実を図ります。	子育て推進課

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
子どもの居場所づくり	<p>小学生を対象にした「放課後児童クラブ」において、支援員の研修やクラブ間の情報交換等を行い、適切な遊びや生活の場を提供します。</p> <p>学校と公民館の連携による、子どもたちの学習の場、安心・安全に活動できる居場所の提供を図ります。</p>	子育て推進課 教育委員会

### （3）地域・世代間交流、体験活動の促進

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
乳幼児ふれあい体験の充実	健康づくり委員会※、中学校と連携し、中学生と乳児のふれあい体験事業を実施します。	保健課
親子で楽しめる催しや学習活動の充実	図書館フェスティバルなど親子で楽しめる魅力あるイベントの充実を図ります。	教育委員会
スポーツ少年団等への活動支援	スポーツ少年団等の活動に対し、補助金を交付し支援します。	教育委員会
体験学習の拡充	「ちびっこチャレンジ事業」、「ヤングボランティア事業」など体験学習の充実に努めます。	教育委員会
地域交流の場の充実	「公民館学習支援事業」などを実施し、学校との連携を密にしながら、地域交流の充実を図ります。	教育委員会

※健康づくり委員会：令和7年度より、吉備中央町愛育委員会と吉備中央町栄養改善協議会が合併して健康づくり委員会となりました。

## (4) 子どもの安心・安全の確保に向けた環境づくり

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
まちぐるみ防犯ネットワークの構築	地域防犯活動で、岡山北警察署と自主防犯パトロール隊（青パト）等と連携しながら、町内を巡回するなど見守り活動を行います。	住民課
交通安全対策の充実	年2回の交通安全週間にあわせ、町内の交通安全関係団体等と啓発活動を行います。岡山北警察署と協力し、交通安全教育を実施します。	住民課
通学路等の危険箇所の解消	通学路等の危険箇所について、毎年地域や保護者と連携し危険箇所の確認を関係機関との情報共有を行い、解消を図ります。	教育委員会

## 基本目標4 支援が必要な子ども・若者や家庭へのきめ細かな対応

児童虐待、障害児施策、非行の未然防止、自殺対策、生活困窮者、ひとり親家庭について、家族や地域、関係機関との連携により、支援の充実及び体制整備を図ります。

また、ひきこもりなど地域から孤立する若年層等に対して、必要な支援や見守りにつながる働きかけを推進します。

こうした状況に置かれた子ども・若者への無理解・無関心や貧困を根絶し、地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

### 【数値目標】

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
要保護世帯数	令和6年度	25世帯	令和10年度	20世帯

### （1）児童虐待防止対策の充実

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
児童虐待防止等に向けた体制整備	要保護児童対策地域協議会を主軸として、児童虐待防止及びヤングケアラーへの支援に向けた体制の整備を図るとともに支援を行う職員の資質向上に取り組みます。	保健課
不登校児童生徒等への対応の充実	スクールソーシャルワーカーを全小中学校に配置し、児童生徒への支援の充実を図ります。	教育委員会
いじめの根絶	いじめ問題の実態について学校と情報共有を進めるとともに、各校における教育相談体制の強化を図ります。	教育委員会
子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実	スクールカウンセラーを全小中学校に配置し、児童生徒への支援の充実を図ります。	教育委員会

## (2) 障害児施策の充実

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
特別支援教育の充実	支援員を配置し、特別に支援を要する児童生徒の実態把握と支援に努めます。	教育委員会
療育体制の整備、発達障害のある子どもへの支援体制の充実	家族や地域、関係機関との連携等により療育体制の整備を進めます。乳幼児期から学齢期まで切れ目のない一貫した支援を行うため、共通支援シートを活用し、関係機関との情報連携を強化します。	保健課 子育て推進課
こども園、小・中学校への巡回相談の実施	発達障害の専門員による各園、小・中学校への巡回相談、保護者面談を実施し、保育教諭、教員の専門性を高め、早期の療育につなげます。	子育て推進課 教育委員会
放課後児童クラブの障害のある子どもの受け入れ体制の整備	障害のある子どもの支援に関する研修などの実施により、受け入れ体制を整えます。	子育て推進課

## (3) 困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
生活困窮者等への支援	<p>県就労支援員、生活困窮者等自立相談支援機関の相談員、ハローワーク（公共職業安定所）、社会福祉協議会等の専門職と連携し、生活困窮者だけでなく、地域社会から孤立している人、ひきこもりの人に対して、抱えている課題の把握と解決を目指すために、定期的に会議を開催し、自立に向けた支援を行います。</p> <p>生活困窮者及び世帯に対して、食料品や日用品等を配布し支援を行います。</p> <p>民生委員・児童委員や健康づくり委員、ケアマネジャー、町、社会福祉協議会など、どの窓口でも相談ができることやその相談を他機関が連携して対応することを広報やホームページ等で周知します。</p> <p>経済的な理由により、学校へ通学させることが困難な家庭に対して制度の周知を行います。</p>	福祉課 教育委員会

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
学校等と連携した就学支援の実施等	<p>非行を未然に防止するために、県の「地域における非行の未然防止等のための支援」を活用するとともに、学校やスクールソーシャルワーカーをはじめとした様々な関係機関及び団体と情報共有を行い、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、様々な支援を行います。</p>	教育委員会
自殺対策の推進	<p>地域、職場及び学校において、心の健康に関する相談窓口や相談会の周知を徹底し、早い段階で専門機関へつないでいく体制を整えます。また、自殺や精神疾患に関する正しい認識を広げるための普及啓発を行います。</p> <p>児童生徒のSOSの出し方の教育については、児童生徒が命の大切さを実感できるよう「思春期ふれあい体験」、「メンタルヘルス研修」等を継続して開催していきます。</p> <p>妊産婦に対しては、うつ病の早期発見、早期介入のため産前産後サポート事業を強化します。</p>	保健課

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
ひとり親家庭への支援の充実	県と連携し、ひとり親家庭等医療費給付や児童扶養手当支給、母子・父子・寡婦福祉資金などを貸付し、ひとり親家庭への支援を行います。	保健課 子育て推進課
ひとり親家庭の就労・自立支援の充実	就労支援等に関するパンフレットを児童扶養手当現況届の提出依頼時に同封し、相談窓口や支援制度の周知を図ります。	子育て推進課
子どもの貧困対策	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策を総合的に推進します。	福祉課 子育て推進課 教育委員会

## 基本目標5 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

子ども・若者が安心して意見を述べることができる機会がつくられるよう、子ども・若者の意見を表明する権利について住民に周知し、地域全体で共有を図ります。

また、子ども・若者施策に関する審議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケート等を実施し、子ども・若者の主体的な社会参画を地域全体で推進します。

### 【数値目標】

項目	基準年度	基準値	目標年度	目標値
こども計画策定における40歳未満の委員数	令和7年度	3人	令和10年度	3人

### (1) 子どもの権利の保障

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
子どもの権利についての地域共有	学校等における人権教室等を通じて地域全体における子どもの権利についての理解を深めます。	教育委員会
子どもの権利の普及・啓発	子どもの権利について、子ども自身や保護者、学校関係者、地域住民など幅広い層に理解が広がるよう、町ホームページにおける広報やパンフレット等の配布を行うなど、普及・啓発活動を推進します。	教育委員会 子育て推進課

### (2) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映

施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
子ども・若者の意見表明の機会創出	子ども・若者施策に関する審議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケートの実施など様々な手法を活用し、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会をつくります。 引き続き、中学3年生の代表者が参加する「次世代議会」を開催し、中学生の提案等の機会を設けます。	教育委員会

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 住民や地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要です。ホームページや広報などの媒体や機会を活用し、計画の周知・啓発を進めるとともに、子ども・子育て支援事業者をはじめとした関係機関と連携を図りつつ計画を推進します。

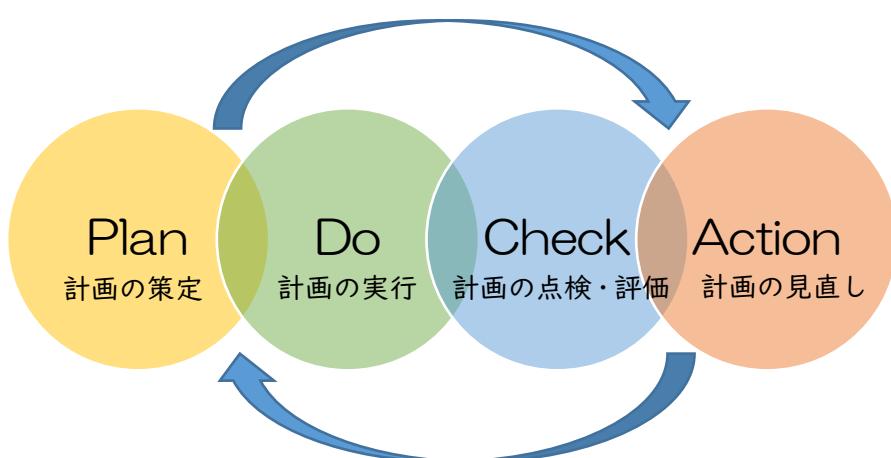
また、住民や町内関係団体等で構成される「吉備中央町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況や施策・事業の評価等を行います。

### 2 子ども・若者への意見聴取及び反映

本計画の推進にあたっては、「吉備中央町子ども・子育て会議」やアンケート調査等を通じて子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、本計画における施策・事業の実施にあたり、子ども・若者が参加する機会を設けます。

### 3 進捗状況の点検・公表

計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することは重要です。施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図るとともに、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、P D C Aサイクルによる効率的な進捗管理を行います。



## 資料編

## I 吉備中央町子ども・子育て会議委員名簿

※任期：令和7年12月1日～令和9年3月31日

選出区分	代表者氏名	所属機関及び団体名	備考
関係団体の代表者	丸山 節夫	議会民生教育常任委員会委員長	副委員長
	高藤 典子	主任児童委員代表	
	河内 留美子	教育委員会委員	
	綱嶋 洋子	にこにこふたばこども園長	
	石田 広子	こども園園長会長	
	草野 健	校長会長	
	霍沢 浩之	小PTA連合会長	
	酒井 佑記	こども園保護者代表	
	伊達 翔子	こども園保護者代表	
関係行政機関の職員	杉原 安妃理	放課後児童クラブ代表	
	勝野 智宏	岡山県備前県民局福祉振興課長	
学識経験を有する者	三好 年江	就実短期大学幼児教育学科准教授	委員長

## 2 吉備中央町子ども・子育て会議設置要綱

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、吉備中央町における子ども・子育て支援事業の推進に関し、必要な措置について協議するため、吉備中央町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項に規定する事務
- (2) 吉備中央町次世代育成支援行動計画の推進に関すること
- (3) その他子ども・子育て支援事業の推進に関すること

### (組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は選任する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のか、町長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉備中央町条例第57号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この告示に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年12月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

(吉備中央町次世代育成支援行動計画策定委員会要綱の廃止)

3 吉備中央町次世代育成支援行動計画策定委員会要綱(平成21年吉備中央町告示第19号)は、廃止する。

附 則(平成27年4月30日告示第19号)

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第7号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。